

台湾

孫 櫻情 台湾弁護士 [プロフィール](#)

提供：寰瀛法律事務所(フォルモサン・ブラザーズ法律事務所)

1. イントロダクション

1.1 台湾の法制度の概要を教えてください。台湾の法制度は、コモンロー、大陸法又はその他の法体制のいずれに基づきますか。

台湾の法制度は、日本と同じく、大陸法系に分類され、大多数の法規範は、成文化されている。

1.2 台湾では、裁判所はどのように構成されていますか。

台湾の裁判所の組織は、主に各紛争事件の種類、すなわち「民事事件」、「刑事事件」、及び「行政事件」に応じて構成されている。そのうち、「民事事件」と「刑事事件」の審理は、「地方裁判所」、「高等裁判所」、及び「最高裁判所」の三審制を採っている。「地方裁判所」と「高等裁判所」にはその資源(人的資源を含む)や配置に応じて「家事法廷」、「労働法廷」、「少年法廷」などの専門法廷が設置されている。他方、「行政事件」については、台湾では「訴願前置主義」(行政訴訟を提起するにはまず、行政機関に訴願を提出する方式で不服を表明しなければならない。これに対して行政機関が原決定を維持した場合に、はじめて行政訴訟を提起することができる)が採用されているため、「高等行政裁判所」及び「最高行政裁判所」の二審制が採られている。このほか、台湾では、知的財産案件に係る審理速度の向上等を図るため、2008年7月に知的財産裁判所が新たな専門裁判所として設立され、同裁判所に、知的財産に関して生じる「民事事件」、「刑事事件」及び「行政事件」の管轄権が付与されている。

1.3 台湾では弁護士はどのように組織されていますか。

台湾で弁護士資格を得るためには、国家試験に合格し、弁護士事務所で5カ月間の実習訓練を受け、更に1カ月間、台湾弁護士連合会(中華民国律師公会全国連合会)で集中訓練を修了する必要がある。弁護士の資格を取得した者は、弁護士としての業務を行うため、各地方弁護士会及び同地方の地方裁判所に登録を行わなければならない。現在、台湾には合計16の地方弁護士会があり、これらの地方弁護士会が共同して台湾弁護士連合会(中華民国律師公会全国連合会)を組織している。

1.4 台湾では、弁護士費用の決め方としてどのような方法が一般的ですか。

台湾の弁護士報酬の計算方式については、通常、当事者と弁護士との間での合意に基づき約定される。よく見られる約定方式としては、次の二種類が挙げられる。一つは、「案件ごとの報酬計算」方式で、弁護士は約定した受任事項(例:訴訟の提起から第一審判決が下されるまでの訴訟代理)ごとに固定した報酬を請求できる。もう一つは、「時間ごとの報酬計算」方式で、弁護士は約定した受任事項の処理に実際にかかった時間数に応じて報酬を請求できる。このほか、民事事件については、弁護士は、勝訴判決により得られた金額の一定割合の金額も請求し得ることを約定することができる(「成功報酬」方式ともいう)。しかし、刑事事件、家事事件及び少年事件については、成功報酬の約定をなすことはできない。但し、どのような計算方式であっても、弁護士が受任事項を処理するに際し、実際に支出した電話料金、コピー代、交通費などの実費は、全て別途請求することを約定することができる。

2. 事業を行うための組織

2.1 台湾国内でサービスの提供又は物品の販売を行うためには、台湾国内に事業組織を設立する必要がありますか。

外国企業が、台湾において、サービスの提供や商品販売などの営業行為を行うためには、①現地法人(子会社)¹を設立するか、又は②監督官庁の認可²を得て当該外国企業の支店³を開設する必要がある。但し、外国企業が台湾で営業行為を行う考えまではなく、ただ代表者を指名して、当該外国企業のために一定の「業務上の法律行為」(当該外国企業が経営する事業及びその代表者が台湾において行う業務上の法律行為に限定される。具体的には、例えば台湾において、当該外国企業を代表して、原料調達のための交渉若しくは契約書への署名を行う行為、又は当該外国企業の訴訟若しくは非訴訟代理人としてなす行為などが、これに当たると考えられる)に従事させることを意図するのみである場合には、監督官庁あてに届出をなした上で、③当該外国企業の「代表駐在員事務所」を台湾に設置するだけでも足りる。①の現地法人(子会社)とは、営利を目的として、台湾会社法に基づいて設立登記された会社で、台湾法上、独立法人格を有する存在である。②の「外国企業の支店」とは、外国企業が直接台湾で業務に従事し、営業活動を行うための支店をいう。外国企業は、台湾会社法に基づいて関係当局から認可を得た後、台湾において支店を開設し、営業行為を開始することができる。③の「代表駐在員事務所」とは、外国企業が台湾域内に子会社や支店を設立して営業行為を行う意思を有するにまでは至らない場合に設置されるものであり、その代表者を指名して、台湾域内で当該外国企業を代表して「業務上の法律行為」を行わせることを目的とするものである。

なお、外国の自然人が台湾で商業行為に従事する際には、何ら組織を設立することなしに、個人経営方式

¹ 中国語では「子公司」。

² 中国語では「認許」。

³ 中国語では「分公司」。

で営業行為を行うことができる。また、その他の自然人と共に組合の設立をなすこともできる。但し、台湾では現在のところ、「有限責任組合(LLP)」の組織形態は認められていないので、注意が必要である。

2.2 台湾ではどのような形態の事業組織を設立することができますか。

上述の通り、外国企業が台湾で商業行為に従事する場合の組織形態については、「現地法人(子会社)」、「外国企業の支店」、又は「代表駐在員事務所」の三種類がある。また、外国の自然人が台湾で商業行為に従事する場合には、その他の自然人と組合を設立するか、又は個人経営方式で営業行為を行うこととなる。台湾で設立可能な「現地法人(子会社)」の種類としては「合名会社」⁴、「合資会社」⁵、「有限会社」⁶、及び「株式会社」⁷の四つが存し、このうち「株式会社」の形態での現地法人(子会社)の設立が、大多数を占めている。

2.3 事業組織の設立手続、設立に要する時間及び費用はどうなっていますか。

2.3.1 会社の設立—株式会社の場合

(1) 手続

「会社の名称及び営業項目の事前審査の申請」、「投資許可の申請」、「資金の送金」、「資金審査の申請」及び「会社登記の手続」の五段階に分かれる。

(2) 所要期間

「会社の名称及び営業項目の事前審査の申請」の段階で審査等に要する日数は、概ね 4 営業日前後である。他方、「投資許可の申請」と「資金審査の申請」の段階で審査等に要する日数は、投資額及び投資業種によって異ってくる。目安としては、投資額が 5 億台湾元以下の場合には約 2~4 営業日を要し、投資額が 5 億~10 億台湾元の場合には約 3~5 営業日を要し、投資額が 10 億台湾元を超える場合には約 14~30 営業日を要する。「会社登記の手続」については、審査等に約 4 営業日を要する。

(3) 費用

「会社の名称及び営業項目の事前審査の申請」には、規定手数料として 300 台湾元がかかるが、「投資許可の申請」及び「資金審査の申請」については、手数料の納付は必要ない。「会社登記の手続」に必要な登記料は、定款に定められた資本総額に応じて、同資本総額 4 千台湾元につき 1 台湾元の割合で計算し、徴収

⁴ 中国語では「無限公司」。

⁵ 中国語では「兩合公司」。

⁶ 中国語では「有限公司」。

⁷ 中国語では「股份有限公司」。

される。但し、これにより計算される額が 1 千台湾元に満たない場合には、1 千台湾元が登記料として徴収される。

2.3.2 支店の設置

(1) 手続

「会社の名称及び営業項目の事前審査の申請」、「外国企業の認可及び支店設立登記の申請」、「資金の送金」及び「送金証明書を添付した上での認可及び支店設立登記の完了」の四段階に分かれる。

(2) 所要期間

「会社の名称及び営業項目の事前審査の申請」、「外国企業の認可及び支店設立登記の申請」及び「送金証明書を添付した上での認可及び支店設立登記の完了」の各段階で、審査等にそれぞれ約 4 営業日を要する。

(3) 費用

「会社の名称及び営業項目の事前審査の申請」には、規定手数料として 300 台湾元がかかる。また、「外国企業の認可及び支店設立登記の申請」に必要な登記料は、定款に定められた資本総額に応じて、同資本総額 4 千台湾元につき 1 台湾元の割合で計算し、徴収される。但し、これにより計算される額が 1 千台湾元に満たない場合には、1 千台湾元が登記料として徴収される。

2.3.3 連絡事務所の設置

(1) 手続

「代表駐在員事務所の申請」の一段階のみである。

(2) 所要期間

約 4 営業日を要する。

(3) 費用

手数料の納付は必要ない。

2.3.4 「組合方式の商店」又は「個人経営方式の商店」

(1) 手続

「商業名称及び営業項目の事前審査の申請」、「投資許可の申請」、「資金の送金」、「資金審査の申請」及び「商業設立登記」の五段階に分かれる。

(2) 所要期間

「商業名称及び営業項目の事前審査の申請」の段階で審査等に要する日数は、概ね 4 営業日前後である。他方、「投資許可の申請」と「資金審査の申請」の段階で審査等に要する日数は、投資額及び投資業種によって異なってくる。目安としては、投資額が 5 億台湾元以下の場合には約 2~4 営業日を要し、投資額が 5 億~10 億台湾元の場合には約 3~5 営業日を要し、投資額が 10 億台湾元を超える場合には約 14~30 営業日を要する。「商業設立登記」については、審査等に約 4 営業日を要する。

(3) 費用

「商業名称及び営業項目の事前審査の申請」には、規定手数料として 300 台湾元がかかるが、「投資許可の申請」及び「資金審査の申請」については、手数料の納付は必要ない。「商業設立登記」には規定手数料(登記料)として 1 千台湾元が必要である。

2.4 台湾では、事業組織が行うことのできる事業活動に制約はありますか。

台湾会社法は、会社による(1)再投資、(2)貸付、及び(3)保証について一般的な制限を設けているほかは、原則として、会社が経営できる業務の内容や範囲に関する制限は設けていない。但し、関連の監督官庁の許可を要する業務(例:銀行業務)を行う場合には、定款に明記した上で、同許可を得なければならない。

(1)ないし(3)の各制限について、台湾会社法は次のように定めている。

(1) 再投資の制限(台湾会社法 13 条)

「会社は他の会社の無限責任社員又は組合事業の組合員となることができない。また、会社が他の会社の有限責任社員となる場合には、その出資総額は、投資を事業とする場合、会社の定款に別段の規定がある場合、又は次の各号の規定により社員の同意若しくは株主総会の決議を経る場合を除き、会社の払込資本額の 100 分の 40 を超過することができない。1.合名会社、合資会社については、総無限責任社員の同意。2.有限会社については、総社員の同意。3.株式会社については、株主総会における、発行済株式総数の 3 分の 2 以上を代表する株主の出席及び出席株主の議決権の過半数の同意による決議(但し、株式公開発行会社については、出席した株主が代表する株式総数が 3 分の 2 以上に達しないとしても、発行済株式総数

の過半数を代表する株主が出席すれば、出席した株主の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって、同意の決議をなすことも可能)。」

(2) 貸付の制限(同法 15 条)

「会社の資金は、次の各号に相当する状況を除き、株主又は他のいかなる者に対しても、貸付けることはできない。1.会社間又は商店間において業務上の取引を有する場合。2.会社間又は商店間において短期的融資の必要がある場合。なお、融資額は貸付企業の純資産額の 100 分の 40 を超過することができない。」

(3) 保証の制限(同法 16 条)

「会社は、他の法律又は定款の規定により保証を行うことができるとされる場合を除き、いかなる保証もなすことができない。」

なお、組合事業及び個人経営の商店については、民法上、商業活動に制限は設けられていない。

2.5 各事業組織に関して生じる継続的な義務にはどのようなものがありますか。

会社については、設立登記後 6 カ月以内に営業を開始しなければならない。また、営業開始後は、営業停止の登記をなさない限り、任意に営業を停止することはできない。これに反する場合、監督官庁は当該会社の解散を命令することができる。更に、会社設立登記後、登記事項に変更が生じた場合、例えば、資本額の変更や取締役⁸の変更があった場合には、当該会社は 15 日以内に変更登記の申請を行わなければならない(「会社の登記及び認可弁法」⁹15 条)。さもなければ、かかる事項を第三者に対抗することはできず、また、監督官庁から会社の責任者に対して、1 万~5 万台湾元の過料が科される可能性がある(台湾会社法 387 条 6 項)。そのほか、会社は毎年少なくとも 1 回以上、株主総会を招集し、営業報告書、財務諸表、及び利益の分配若しくは欠損の補填についての議案を作成し、株主の同意又は株主総会の承認を求めなければならない。また、「税務調査徴収法」¹⁰の規定により、会社は独立した帳簿を備えなければならない、関連する支出及び収入に関する証明書を保存しておく義務を有する。

組合事業及び個人経営の商店についても、「税務調査徴収法」の規定により、やはり独立した帳簿を備え、関連する支出及び収入に関する証明書を保存しておく義務が課されている。

⁸ 中国語では「董事」。

⁹ 中国語では「公司之登記及認許辦法」。

¹⁰ 中国語では「税捐稽徴法」。

3. 会社

3.1 台湾には、どのような種類の会社が存在しますか。

台湾における会社の種類には以下の四種類がある。

(1) 合名会社

二人以上の社員が組織し、会社の債務弁済に関して連帯して無限責任を負う会社である。

(2) 有限会社

一人以上の社員が組織し、その出資額を限度として、会社に対し責任を負う会社である。

(3) 合資会社

一人以上の無限責任社員が一人以上の有限責任社員と組織した会社である。これらの社員のうち、無限責任社員については、会社の債務弁済に関して、連帯して無限責任を負う。他方、有限責任社員については、その出資額を限度として、会社に対し責任を負う。

(4) 株式会社

二人以上の株主、又は政府若しくは法人株主一人により組織され、その全資本が株式の形で構成された会社である。株主は、その引き受けた株式の総計に応じて、会社に対し責任を負う。

3.2 会社の設立手続はどうなっていますか。

2.3.1 参照。

3.3 少数株主が自己の利益を保護する手段について教えてください。

株式会社の経営は、原則として、株主総会及び取締役会¹¹における多数決により行われる。しかし、少数株主の權益を保障するため、台湾会社法は、株式を一定期間保有している、又は持株数が一定の比率に達した少数株主に対しては、下表の通り、その少数株主が一定の権利を行使できるよう、特別の規定を設けている。

¹¹ 中国語では「董事会」。

保有期間	無制限	無制限	無制限	6カ月以上	1年以上	1年以上	1年以上
持株比率	無制限	1%以上	3%以上	10%以上	無制限	議決権のある株式の1%以上	3%以上
条文内容	186条 株主総会において、営業全部の賃貸等、重要事項に関する特別決議に反対した株主は、会社に対して、株式の公正な価額による買取請求権を行使することができる。 267条3項 会社が新株を発行する場合、現有持株比率に応じて優先的に割当てを受けることができる。 317条 会社が分割又は他の会社と合併するとき、反対する株主は、株式の公正な価額による買取請求権を行使することができる。	172条の1 定時株主総会において、議案を提出することができる。	173条4項 一定の場合に、監督官庁の許可を得た上で、自ら株主総会を招集することができる。 200条 取締役の業務執行が会社に重大な損害を与えた場合等に、一定の要件の下、訴訟を提起し、裁判による取締役の解任を求めることができる。 227条 監査役的行為に対しても、200条の規定が準用される。	11条 会社経営に著しい困難又は重大な損害が認められる場合に、裁判所に対して、裁定による解散を申し立てることができる。 282条1項 株式等公開発行人会社につき、財務困難により業務停止のおそれがある場合に、裁判所に対して、会社更生手続開始の申立てをなすことができる。	194条 取締役会の決議内容に法令又は定款に違反した行為が含まれる場合には、取締役会に対して、当該行為の停止を請求することができる。	369条の4第3項 (従属会社の少数株主は、)支配会社から不当な経営等を強いられた従属会社が有する、当該支配会社に対する損害賠償請求権を、一定の場合に自らの名義で代位行使することができる。	173条1項及び2項 取締役会に対して、臨時株主総会の招集を請求できる。なお、請求後15日以内に取締役会が招集の通知を行わない場合、監督官庁の許可を経て、自ら招集することができる。 214条1項 書面により、会社のために取締役に対する訴訟を提起するよう、監査役に請求することができる。 227条 書面により、会社のために監査役に対する訴訟を提起するよう、取締役会に請求することができる。

3.4 コーポレート・ガバナンスに関する規律は存在しますか。

台湾会社法は、取締役、監査役、及び経理人の忠実義務及び善管注意義務を定めており、また、取締役、監査役及び経理人に対し、競争禁止の義務を課している。このほか、「上場企業・店頭公開企業治理実務守則」が、全ての株式上場企業及び店頭公開企業に適用される。また、多くの業種において、それぞれ各業種ごとの管理規範が存在している。例えば、銀行業、保険業、先物取引業などの分野ごとに、その業種の特性に応じた会社管理実務規則が定められている。

3.5 外資系台湾企業が台湾市場から資本・借入れを調達する上で、規制は存在しますか。

台湾会社法によって設立された会社については、当該会社の資金募集の手段(例:新株発行、社債募集、

銀行からの融資など)及び関連手続は全て、台湾の法規に従って行われることになる。この点については、当該企業の株式を台湾人が保有しているか、外国人が保有しているかによって異なるということはない。他方、外国企業の台湾支店については、銀行又は同業者からの融資による資金調達が可能であるが、当該外国企業が TDR(台湾預託証券)を発行する場合を除いては、台湾で当該外国企業の新株を発行する形での資金調達を行うことはできない。

3.6 台湾企業は外国人を取締役に選任することができますか。

台湾会社法は、株式会社の取締役及び代表取締役について、中華民國(台湾)の国籍を有していなければならないとは規定していない。従って、外国人も台湾企業の実業取締役になることができる。

3.7 利益分配に関する規律は存在しますか。

台湾会社法 232 条 1 項及び 2 項の規定によれば、会社はまず欠損を補填し、また、法定の利益準備金を計上後、はじめて利益及び配当金を分配できると規定されている。仮に、会社に剰余金が存しないときは、原則として、利益及び配当金を分配することはできない。但し、利益準備金が既に払込済資本額の 50%を超えたときには、その超過部分を利益及び配当金として分配することができる。なお、「利益準備金」については、台湾会社法 237 条 1 項の規定により、税金完納後の利益の 10%を法定の利益準備金として積み立てなければならないと定められている。もっとも、利益準備金が資本総額に達した場合には、それ以上更に積み立てる必要はない。

3.8 会社はどのような種類の株式を発行することができますか。

(1) 株券発行の要否について

台湾会社法 161 条の 1 の規定により、会社の資本額が中央政府における監督官庁が定める一定額に達した場合(2010 年 10 月現在、会社の払込済資本額が 5 億台湾元以上の場合)には、設立登記後又は新株発行による変更登記後 3 カ月以内に、株券を発行しなければならない。他方、中央政府における監督官庁が定める一定額に達していない場合には、定款に別段の規定があるものを除き、株券は不発行でもよいとされている。

(2) 株式の公開発行の可否について

会社が株式を公開発行するか否かは、会社の自治事項とされている。会社が株式の公開発行を希望する場合には、台湾会社法 156 条 3 項の規定により、取締役会の決議に基づき、証券管理機関に対して公開発行を申請することができる。

(3) 会社が発行する株式の種類について

台湾会社法 156 条 1 項の規定により、会社は普通株式のほかに種類株式を発行することができる。種類株式とは、利益若しくは配当金の分配、又は会社の残余財産の分配などの順位や方法について、普通株式とは異なる扱いを受ける株式をいい、かかる種類株式を発行する場合には、定款に規定する必要がある。また、種類株式の株主が議決権を行使する順位、議決権行使の制限、又は無議決権とすることなどについても、定款に記載して、明確にしなければならない。

3.9 取締役会の開催頻度及び開催方法に関して規制は存在しますか。

(1) 取締役会開催の方式について

台湾会社法 205 条の規定によれば、取締役会の開催に際しては、定款に他の取締役が代理できることを定めた場合を除き、各取締役自らが出席しなければならない。取締役が他の取締役に委任して取締役会に代理出席する場合には、毎回、招集事由に係る授權範囲を列挙した委任状を提出しなければならない。但し、取締役が外国に居住している場合には、書面により台湾域内に居住している他の株主に委任し、経常的に取締役会に代理出席する方法を採ることができる。もっとも、かかる経常的代理の方法を採る場合には、監督官庁に対して登記を申請しなければならない。

また、取締役会の開催は、テレビ会議の方式で行うことも可能である。取締役がテレビ会議に参加した場合には、取締役自らが出席したものとみなされる。なお、台湾会社法 207 条及び 183 条の規定により、取締役会の議事については議事録を作成しなければならず、且つ会社の存続期間中は、これらを永久に保存しなければならないとされている。

(2) 取締役会開催の頻度について

台湾会社法には、取締役会を毎年少なくとも何回以上開催しなければならないと直接規定する条項はないが、同法 170 条及び 171 条の規定により、取締役会は、各会計年度の終了後 6 カ月以内に定時株主総会を招集しなければならないと定められている。また、同法 228 条の規定によれば、取締役会は、各会計年度の終了後に、営業報告書、財務諸表及び利益分配若しくは欠損補填の議案を作成し、定時株主総会開催 30 日前にこれらを監査役に提出し、監査を受けなければならないとされている。従って、取締役会については、定時株主総会の開催及び利益分配若しくは欠損補填の議案を決議するために、毎年、少なくとも一回は開催される必要があるものと考えられる。

3.10 取締役はどのような義務及び責任を負いますか。

台湾会社法 192 条 4 項によれば、会社と取締役との関係については、同法に別段の規定がある場合を除き、民法の委任に関する規定が適用される。従って、取締役は、まず民法上の受任者としての義務と責任を

負うことになる。次に、台湾会社法 193 条の規定によれば、取締役会の業務の執行については、法令、定款及び株主総会の決議に従わなければならない。そして、取締役会の決議が法令、定款及び株主総会の決議に違反し、会社が損害を被った場合には、その決議に参加した取締役は、会社に対して賠償責任を負わなければならないと定められている。また、台湾会社法 209 条の規定は、取締役による競業を制限しており、取締役が自己又は他人のために、会社の営業範囲内に属する行為を行う場合には、事前に株主総会においてその行為の重要な内容を説明し、承認を得なければならないと定めている。これに反する場合には、自己又は他人のために行った行為で得た所得を、会社の所得であるとみなされる可能性がある。更に、台湾会社法 23 条は、業務執行についての忠実義務と善管注意義務を定めており、取締役が業務執行時に法令に違反し、これにより他人が損害を受けた場合には、当該他人に対して会社と連帯して賠償責任を負わなければならない旨を規定している。

4. 清算

4.1 台湾で会社の清算を行う際の手続の概要を教えてください。台湾特有の要件は存在しますか。

4.1.1 清算手続の開始

清算手続は、会社の法人格を消滅させるために必要な手続である。会社は、合併、分割又は破産により解散する場合を除き、清算を行わなければならない。また、株式会社の場合、台湾会社法 315 条 1 項に定められた各号のいずれかに該当するときは、解散し清算しなければならない。同条 1 項各号の掲げる事由には、(1)会社の定款に定められた解散事由、(2)会社の経営する事業の完了又は不成立、(3)株主総会による解散決議、(4)政府又は法人株主一人が唯一の株主となる場合を除き、記名株式を有する株主が二人未満となる場合(台湾では、法人株主による一人会社の存続は認められるが、自然人株主による一人会社は認められず、会社解散事由とされる点が特徴的である)、(5)解散の命令又は裁判等が含まれる。

4.1.2 清算手続の流れ

台湾会社法 322 条の規定により、株式会社の清算においては、会社法若しくは会社の定款に別段の規定がある場合、又は株主総会において別途清算人を選定した場合を除き、原則として、取締役が清算人となる。また、同法 326 条～334 条までの規定により、清算人は、その地位に就任後、直ちに清算会社の財務状況を検査し、財務諸表及び財産目録を作成し、これらを監査役(監察人)に送付して審査を受け、株主総会に提出して承認を得た上で、裁判所に対して申告を行わなければならない。続いて、清算人は、清算会社の債権者に対して、債権の申出をなすよう公告及び催告を行い、申出のあった債権者に対して債務の弁済(税金の納付を含む)をなした後、各株主の持株比率に応じて、債務返済後の残余財産を分配しなければならない。最後に、清算人は、以上の手続が完了してから 15 日以内に、清算期間内の収支計算書及び損益計算書を作成し、各種帳簿類とともに監査役(監察人)に送付してその審査を受け、且つ、株主総会にこれらを提出して承認を得なければならない。この際、株主総会は別途検査役を選任して、帳簿類が適切であるか否かを検査

させることも可能である。なお、株主総会の承認が得られた収支計算書及び損益計算書については、その承認後 15 日以内に、裁判所に対して申告する必要がある。

4.1.3 清算期間

台湾会社法 93 条 1 項の規定により、清算人は、株主総会による清算期間内の財務諸表の承認から 15 日以内に、裁判所に対して、清算の結了を申告しなければならない。なお、台湾会社法 87 条の規定により、清算人はその地位に就任後 6 カ月以内に清算を結了させなければならないとされている。6 カ月以内に清算を結了させることができない場合には、清算人は裁判所に対して理由を述べて、期限の延期を申請することができる。

4.2 台湾の破産手続の概要を教えてください。申立てに関して、台湾特有の要件はありますか。

4.2.1 破産手続の開始

台湾破産法 1 条では、債務者が債務を返済できない場合、同法に定められた手続に従って、その債務を清算する旨が規定されている。裁判所に対して破産宣告を申し立てる権利又は義務を有する者は、以下の通りである。

- (1) 債権者又は債務者本人は、破産宣告を申し立てることができる。
- (2) 株式会社の取締役会は、株式会社の資産がその債務完済に明らかに不足する場合には、会社更生による処理が採られる場合を除き、直ちに破産宣告を申し立てなければならないと規定されている(台湾会社法 211 条 2 項)。
- (3) 清算人は、清算中に会社の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになった場合には、直ちに裁判所に破産宣告を申し立てなければならないと規定されている(台湾会社法 89 条)。
- (4) 裁判所は、会社の業務及び財務状況に照らし更生の可能性はないとの判断を理由として、更生手続開始の申立ては棄却されたものの、同会社が、破産条件には符合すると判断された場合には、その裁量により、破産宣告を行うことができる(台湾会社法 285 条の 1)。
- (5) 裁判所は、特別清算手続の開始後、債権者集会において協定案を可決することができない、又は協定案が実行される見込みがない場合には、職権により、破産法に基づき破産宣告を行わなければならない(台湾会社法 355 条)。

4.2.2 破産手続の流れ

破産制度は、債務者が債務を完済できない場合に、多数の債権者が同債務者の現有財産から弁済が受けられるために設けられた制度である。従って、破産手続における主な目的としては、破産財団に属する財産の範囲を確定し、裁判所から選任された破産管財人が破産財団に属する財産を競売などの方法で売却する点にある。売却で得た現金から、破産管財人が破産財団の処分及び管理などによって生じた費用を控除し、残った部分が多く数の債権者に均等に分配されることになる。破産者が債務弁済に供する財産を有していない、破産財団が破産管財人の管理費用の支払に不足する、又は債権者が一人のみであるときには、裁判所は、台湾破産法 63 条の規定により、破産の申立てを棄却する。

4.2.3 破産手続の終結

破産管財人は、上述の手続に従って破産財団に属する財産をとりまとめ、各債権者の債権金額の比率に応じて分配を完了した後、直ちに裁判所に報告書を提出しなければならない。裁判所は、報告書を受領した後、速やかに破産手続を終結させる裁定を下すものとされている。

5. 外国からの投資に関する規制

5.1 台湾において外国からの投資を規制している法律を教えてください。

台湾は、経済発展を促進するために、外国からの台湾への投資を歓迎する友好的な投資環境を構築することに力を入れている。現在、台湾において存在する、外国からの投資案件に関わる一般的な法令としては、「外国人の投資に関する法律」¹²(本稿では、特に断りが無い場合には、一般に通用している中文での法律名称に従い、「外国人投資条例」という)及び「華僑及び外国人の投資額の審査に関する弁法」が挙げられる。外国からの投資案件に関して効率の良いサービスを提供し、且つ当該案件を有効に管理するため、行政院經濟部(日本の「経済産業省」に相当する)の下に、「經濟部投資審議委員会」(Investment Commission, Ministry of Economic Affairs; <http://www.moeaic.gov.tw/>)(以下「投審会」という)が、外国投資案件に関する監督官庁且つ唯一の窓口機関として設置され、サービスを提供している。外国人による台湾域内における全ての投資は、「外国人投資条例」の規定に基づき、投審会に申請し許可を得た上でなければ、行うことはできない(但し、台湾の加工輸出区若しくは科学工業園區に子会社を新設する、又はこれらの区域にある既存企業を対象に投資する場合には、投審会の許可は不要であり、經濟部加工輸出区管理处又は科学工業園區管理局の許可を得るだけで投資を行うことが可能とされている)。なお、中国大陸地区の人民、法人、団体、その他の機構、又はこれらの者により直接又は間接的に株式又は出資額の 30%以上を保有されている第三地区(台湾及び中国本土以外の地区を指す)の会社、若しくはこれらの者に支配されている第三地区の会社(例えば、人事又は財務を直接的に支配されている会社)については、特別法である「大陸地区人民來台投資許可弁法」が適用される投資主体に該当するので、これらの投資主体が台湾域内で投資を行う際には、「外

¹² 中国語では、「外國人投資條例」。

「国人投資条例」は適用されず、別途、「大陸地区人民來台投資許可弁法」に従って投審会に対して投資許可を申請する必要がある。

5.2 台湾では、外国からの投資の方法にはどのようなものがありますか。

外国人投資条例 6 条の規定により、外国人が台湾で投資をする際には、(1)現金、(2)自社で使用される機器、設備又は原料、(3)専利権(日本における特許権、実用新案権及び意匠権を合わせたものに相当する)、商標権、著作権(著作財産権)、専門技術又はその他知的財産権、(4)その他監督官庁が出資に当たると認められた財産により、出資を行うことが認められている。

5.3 現在の外国からの直接投資に関する政策はどうなっていますか。

外国人の対台湾投資を奨励するため、外国人投資条例 7 条の規定により、外国人が台湾において投資可能な業種は、国家安全、公序良俗及び国民の健康に悪影響を与える業種、法律又は国際協定により投資が禁止された業種、並びに監督官庁の許認可が必要とされる制限業種を除き、原則自由とされている。それゆえ、投審会が同条の規定に基づき制定した行政命令である「華僑、外国人投資ネガティブリストー華僑又は外国人による投資が禁止又は制限される項目について」に従って、外国人による投資が禁止又は制限される業種については、あくまでもネガティブリストの形で規定されている。現在のところ、例えば、郵便及びラジオテレビ放送事業などが、投資禁止項目として同リストに挙げられている。また、投資を行うにあたり、必ず当該投資事業の監督官庁の事前の許認可の取得が必要とされる特定の業種、例えば、電力供給業、信託投資業、乗用車賃貸業、保険業などについては、投資制限項目として同リストに挙げられている。

5.4 規制当局の認可が必要となるのはどのような場合ですか。

必要となる許認可の種類は、外国投資家が台湾において設置を希望する事業体の種類によって異なる。

(1) 子会社を新設する、又は既存企業を対象に出資する場合

原則として、投審会に事前申請を行い、投資許可を取得する必要がある。但し、子会社の設立地又は出資先となる既存企業の所在地が「加工輸出区」又は「科学工業園区」内に存する場合には、それぞれ、經濟部加工輸出管理処又は科学工業園区管理局に対して、投資許可の申請を行う必要があるが、この場合には、投審会の許可を取得する必要はない。

(2) 支店を設立する場合

台湾会社法 370 条以下の規定により、監督官庁である經濟部商業司に対して申請を行い、外国企業としての認可を受け、支店登記を行う必要がある。これを行わない場合には、台湾での営業を行うことはできない。

(3) 代表者を台湾に派遣して業務上の法律行為等を行わせる場合

認可を受ける必要はないものの、台湾会社法 386 条 1 項の規定により、監督官庁である経済部商業司に対して届出をなす必要がある。特に、代表者を台湾に常駐させる場合には、代表駐在員事務所を設置し、当該事務所の所在地についても、併せて経済部商業司に届け出て登記申請を行う必要がある。

5.5 外国企業は、台湾に完全子会社を設立することができますか。

まず有限会社については、台湾会社法 98 条 1 項において、「一人以上の社員によりこれを組織する」と規定されているので、社員一人であっても 100%出資の有限会社を設立することが可能である。次に株式会社についても、同法 128 条の 1 第 1 項の規定により、政府又は法人株主一人により組織される株式会社については、「株式会社は二人以上の発起人を要する」との株式会社の設立に関する制限(同法 128 条 1 項)を受けないとされているので、法人株主一人による台湾での株式会社の設立が認められているといえる。更に、以上の規定の適用について、外国企業に対する特例は設けられていない。従って、外国企業は、台湾において、100%出資又は株式を保有する形で子会社を設立することができる。なお、政府又は法人株主一人により組織される株式会社の株主総会の権限は、取締役会がこれを行行使し、台湾会社法上の株主総会の規定は適用されない(同法 128 条の 1 第 1 項)。またこの場合、当該株式会社の取締役及び監査役については、選任手続は不要とされ、政府又は法人株主がこれらを直接指定することになる(同条 2 項)。

5.6 規制当局の認可を取得するにはどれくらいの時間を要しますか。

5.6.1 「子会社」を設立する場合

(1) 設立手続

「会社の名称及び営業項目の事前審査の申請」、「投資許可の申請」、「資金の送金」、「資金審査の申請」及び「会社登記の手続」の五段階に分かれる。

(2) 関係当局の審査等に要する日数

「会社の名称及び営業項目の事前審査の申請」の段階で審査等に要する日数は、概ね 4 営業日前後である。他方、「投資許可の申請」及び「資金審査の申請」の段階で審査等に要する日数は、投資額及び投資業種によって異なってくる。目安としては、投資額が 5 億台湾元以下の場合には約 2~4 営業日を要し、投資額が 5 億~10 億台湾元の場合には約 3~5 営業日を要し、投資額が 10 億台湾元を超える場合には約 14~30 営業日を要するのが一般的である。「会社登記の手続」については、審査等に約 4 営業日を要する。

5.6.2 既存企業を対象に出資する場合

(1) 出資手続

「投資許可の申請」、「資金の送金」及び「資金審査の申請」の三段階に大別される。また、これらの段階の手続を終えた後、出資先企業の取締役又は監査役が改選され、変更があった場合には、15 日以内に変更登記の申請を行わなければならない。

(2) 関係当局の審査等に要する日数

「投資許可の申請」及び「資金審査の申請」の段階で審査等に要する日数は、会社の投資額によって異なる。投資金額が 5 億台湾元以下の場合には、約 2~4 営業日を要し、投資額が 5 億台湾元~10 億台湾元の場合には、約 3~5 営業日を要し、投資額が 10 億台湾元を超える場合には約 14~30 営業日を要する。

5.6.3 「外国企業の支店」を設立する場合

(1) 設立手続

「会社の名称及び営業項目の事前審査の申請」、「外国企業の認可及び支店設立登記の申請」、「資金の送金」及び「送金証明書を添付した上での認可及び支店設立登記の完了」の四段階に大別される。

(2) 関係当局の審査等に要する日数

「会社の名称及び営業項目の事前審査の申請」の段階で審査等に要する日数は、概ね 4 営業日前後である。また、「外国企業の認可及び支店設立登記の申請」及び「送金証明書を添付した上での認可及び支店設立登記の完了」の各段階で、審査等にそれぞれ約 4 営業日を要する。

5.6.4 「代表者」を派遣する又は「代表駐在員事務所」を設置する場合

(1) 設置手続

「經濟部商業司あての申請」の一段階のみである。

(2) 関係当局の審査に要する日数

約 4 営業日を要する。

5.7 外国人・外国企業による土地所有に規制は存在しますか。

5.7.1 相互主義

台湾土地法 18 条は、外国人の台湾での土地に関する権利の取得又は設定については、条約又はその国の法律に基づき、台湾の人民がその国で同様の権利を享受できる国の国民に限られると規定している。同条は、「相互主義」の原則を採用することを明らかにしたものである。すなわち、ある外国人にとっての本国法により、台湾人民が当該国で土地に関する権利の取得又は設定が可能とされている場合に限り、当該外国人も、台湾において同様の権利を享受するとの主張が可能となる。

5.7.2 外国人の土地取得に対する制限

台湾土地法 19 条によれば、外国人は、自家用目的、投資目的又は公益目的で使用する以下(1)～(8)の用途の土地を取得することができるが、その面積及び所在地については、当該土地を管轄する直轄市又は県(市)政府による法規に基づく制限を受ける。(1)住宅。(2)営業場所、事務所、商店及び工場。(3)教会。(4)病院。(5)居留外国人子女のための学校。(6)領事館及び公益団体の集会所。(7)墓地。(8)国内の重要建設、経済全体又は農牧経営に資する投資で、政府目的事業として中央政府における監督官庁の認可を得ているもの。

なお、(8)の「国内の重要建設、経済全体又は農牧経営に資する投資」とは、具体的には次の①～③を指す。①国内の重要建設投資：政府目的事業に関する監督官庁が法に基づき認定したり、又は行政院(日本の内閣に相当する)に届出を行い認められた重要建設への投資。②経済全体に資する投資：(a)観光ホテル・観光施設・体育館の開発、(b)住宅及びビルの開発、(c)工場の開発、(d)工業区・工商総合区・ハイテク工業団地その他特定専用区の開発、(e)埋立地の開発、(f)公共建築物の建設、(g)新都市・新団地の開発又は都市再開発、(h)その他政府目的事業に関する監督官庁が公告した投資項目に該当する投資。③農牧経営に資する投資：行政院農業委員会(日本の農林水産省に相当する)が公告した農業技術集約・資本集約項目及び標準に適合する投資。

5.7.3 外国人の土地に関する権利の取得手続

台湾土地法 20 条の規定によれば、外国人が前述の用途の土地を取得しようとする場合には、関連する証明文書を添付して、当該地を管轄する直轄市又は県(市)政府に許可を申請しなければならない。土地の用途を変更する、又は相続以外で移転する場合もまた、許可を得る必要がある。直轄市又は県(市)政府は、許可申請を受領後 14 日以内に許可又は不許可の処分を決定し、中央政府の地政機関(内政部)に報告し、届け出ることになっている。

6. 労働法

6.1 労働者の権利義務を規律する主な規制を教えてください。

労働者と使用者との間の権利及び義務の存在、すなわち労使関係については、かかる労使関係の当事者の種類によって、「個別的労使関係」(使用者と労働者個人との間の労使関係)と「集団的労使関係」(使用者又は使用者団体と労働組合との間の労使関係)とに分かれる。台湾において、「個別的労使関係」を規律する法規として最も重要なものは、「労働基準法」である。また、その他これに関連する重要な法規としては、労働者年金条例¹³、性別工作平等法、労働者休暇申請規則¹⁴なども挙げられる。他方、台湾において、「集団的労使関係」を規律する法規として最重要視されているのが、「労働組合法」、「団体協約法」及び「労資爭議処理法」の三法である。

以上の各法規以外にも、労使関係に関する重要な法規としては、大量解雇労働者保護法¹⁵、職員福利基金条例¹⁶、労働者安全衛生法¹⁷、労働者保険条例¹⁸、就労サービス法¹⁹、労働災害労働者保護法²⁰、雇用保険法²¹及び企業合併買収法²²などが挙げられる。

6.2 労働者の労働時間の上限は法定されていますか。

6.2.1 原則規定

台湾労働基準法 30 条 1 項の規定により、原則として、労働者の通常労働時間は、1 日当たり 8 時間を超えてはならず、且つ、2 週間当たりの総労働時間が 84 時間を超えてはならないと定められている。

6.2.2 労働時間延長の限度

労働基準法 32 条 2 項の規定により、使用者は、通常労働時間に延長を加える場合にも、労働者に 1 日当

¹³ 中国語では「勞工退休金條例」。

¹⁴ 中国語では「勞工請假規則」。

¹⁵ 中国語では「大量解雇勞工保護法」。

¹⁶ 中国語では「職工福利金條例」。

¹⁷ 中国語では「勞工安全衛生法」。

¹⁸ 中国語では「勞工保險條例」。

¹⁹ 中国語では「就業服務法」。

²⁰ 中国語では「職業災害勞工保護法」。

²¹ 中国語では「就業保險法」。

²² 中国語では「企業併購法」。

たり 12 時間を超えて労働させてはならず、且つ、1 カ月当たりの労働時間の延長の合計が 46 時間を超えてはならないと定められている。

6.2.3 変形労働時間制

労働時間を弾力的に運用するため、台湾労働基準法においては、「2 週間単位の変形労働時間制」、「4 週間単位の変形労働時間制」及び「8 週間単位の変形労働時間制」に関する規定が定められている。使用者は、労働組合又は労働組合がない場合には労使協議の同意を得た上で、これらの変形労働時間制を採用することができる。以下、これらの変形労働時間制について、それぞれ説明する。

(1) 2 週間単位の変形労働時間制

台湾労働基準法 30 条 2 項によれば、中央政府における監督官庁により指定された業種の使用者は、労働組合又は労働組合がない場合には労使協議の同意を得た上で、2 週間の内の 2 労働日についての通常労働時間を、同 2 週間以内の他の労働日に割り振ることができると規定されている。但し、他の労働日に割り振る時間数は、1 日当たり 2 時間を超えてはならず、且つ、割り振りの結果として 1 週間の総労働時間が 48 時間を超えてはならないと定められている。なお、中央政府における監督官庁である「行政院劳工委員会」(日本の厚生労働省に相当する)は、2003 年 3 月 31 日付けで、労働基準法が適用される全ての業種について、本制度の適用が可能である旨を公表している。

(2) 4 週間単位の変形労働時間制

台湾労働基準法 30 条の 1 第 1 項 1 号によれば、中央政府における監督官庁により指定された特定業種の使用者は、労働組合又は労働組合がない場合には労使協議の同意を得た上で、4 週間の通常労働時間数(168 時間以内と定められている)を 4 週間内の各労働日に割り振ることができると規定されている。但し、他の労働日に割振る時間数は、1 日当たり 2 時間を超えてはならないと定められている。

(3) 8 週間単位の変形労働時間制

台湾労働基準法 30 条 3 項によれば、中央政府における監督官庁により指定された業種の使用者は、労働組合又は労働組合がない場合には労使協議の同意を得た上で、8 週間の通常労働時間数(336 時間以内と定められている)を 8 週間内の各労働日に割振ることができると規定されている。但し、その場合でも、1 日当たりの通常労働時間は 8 時間を超えてはならず、且つ、1 週間当たりの総労働時間は 48 時間を超えてはならないと定められている。

6.3 雇用契約はどのように終了させることができますか。

台湾労働基準法は、使用者による雇用契約を終了させる権利の行使に関しては、「限定列举主義」を採用し

ている。すなわち、使用者側から労働契約を終止させ得る事由としては、同法 11 条及び 12 条の各号に掲げられたものに限られている。これらの条文の概要は、以下の通りである。

6.3.1 台湾労働基準法 11 条——予告による労働契約の解約(中国語では「資遣」といい、日本法の「予告解雇」に相当する)

同法 11 条では、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当しなければ、使用者は、労働者に労働契約の解約を予告してはならないと定められている。

- (1) 廃業又は譲渡を行う場合
- (2) 欠損又は業務を縮小する場合
- (3) 不可抗力によって業務の停止が 1 カ月以上に及ぶ場合
- (4) 業務の性質の変更によって、労働者を減少させる必要が生じ、且つ、配置換えが可能な他の適当な業務が存しない場合
- (5) 労働者が担当職務の任に堪えることができない場合

6.3.2 台湾労働基準法第 12 条——予告なしの労働契約の解約(日本法の「懲戒解雇」に相当する)

同法 12 条では、労働者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、使用者は予告することなく労働契約を終止させることができると定められている。

- (1) 労働者が労働契約を締結する際に自ら虚偽の意思表示を行い、使用者に誤信させ、それによって損害を与えるおそれがある場合
- (2) 使用者、使用者の家族、使用者の代理人、又はその他共同で就労をしている労働者に対して、暴行を加え、又は重大な侮辱行為を行った場合
- (3) 懲役刑以上の刑罰の確定判決を受け、且つ同判決により刑の執行猶予又は同懲役刑が罰金刑に換えられる旨が言い渡されなかった場合
- (4) 労働契約又は就業規則に違反し、その違反情状が重大である場合
- (5) 機器、工具、原料、製品、又はその他使用者が所有する物品を故意に損ない、又は使用者の技術上若しくは営業上の秘密を故意に漏洩し、それによって使用者に損害をもたらした場合

(6) 正当な理由もなく継続して無断欠勤が3日に達し、又は1カ月に無断欠勤が6日に達した場合

また、使用者が、上掲1号、2号、又は4号～6号までのいずれかの規定により、雇用契約を解約するときには、その事情を知った日から30日以内にこれを行わなければならないと定められている。

6.4 休暇の付与や公休日について強制的な規制はありますか。

6.4.1 台湾労働基準法による休暇について

(1) 定休日

使用者は、労働者に対し、7日ごとに少なくとも1日の休みを定休日として与えなければならない。

(2) 法定休日

記念日、労働者の日、その他中央政府における監督官庁が休日と定めた日には、使用者は、労働者に休みを与えなければならない。なお、行政院劳工委員会による1988年9月6日付け(77)労働二字第20123号行政解釈によれば、使用者が、労働者と協議し同意を得た上で、休日と労働日とを弾力的に差し替えることは可能であるとされている。

(3) 特別休暇(日本の「有給休暇」に相当する)

台湾労働基準法38条では、「労働者が同一の使用者又は事業者の下で一定期間継続勤務した場合、使用者又は事業者は、以下の通り、当該労働者に対して毎年特別休暇を与えなければならない。継続勤務年数1年以上3年未満の者には7日、継続勤務年数3年以上5年未満の者には10日、継続勤務年数5年以上10年未満の者には14日、継続勤務年数10年以上の者には更に1年ごとに1日を加え、30日を上限とする」と規定されている。

6.4.2 その他の法定休暇について

台湾では、労働基準法43条に基づき制定された「劳工休暇申請規則」、並びに性別工作平等法14条、15条及び20条の規定により、以下の各種法定休暇が労働者に与えられるべきことが、それぞれの日数上限等とともに定められている。

(1) 結婚休暇

労働者が結婚する場合には、8日間の結婚休暇が与えられ、且つ、この場合にも賃金は全額支給される。

(2) 忌引休暇

労働者には次に掲げる忌引休暇が与えられ、且つ、この場合にも賃金は全額支給される。

- (i) 父母、養父母、継父母又は配偶者が死亡した場合には、8 日間の有給休暇が与えられる。
- (ii) 祖父母、子女、配偶者の父母、配偶者の養父母又は継父母が死亡した場合には、6 日間の有給休暇が与えられる。
- (iii) 兄弟姉妹又は配偶者の祖父母が死亡した場合には、3 日間の有給休暇が与えられる。

(3) 普通傷病休暇(日本の「私傷病休暇」に相当する)

労働者が普通傷害、病気又は身体上の理由で治療又は休養を必要とする場合には、下記に掲げた範囲内で普通傷病休暇を申請することができる。但し、普通傷病休暇が与えられる場合には、賃金については、年間 30 日を超えない部分に対してのみ、半額支給されることになる。

- (i) 入院を伴わない場合には、年間 30 日を超えてはならない。
- (ii) 入院を伴う場合にも、2 年間で合計 1 年を超えてはならない。
- (iii) 入院を伴わない傷病休暇と入院した傷病休暇とを合計して、2 年間で 1 年を超えてはならない。

(4) 公傷病休暇(日本の「公傷休暇」に相当する)

労働者が労働災害により、障害、傷害又は病気に至った場合には、その治療及び休養に必要な期間に相当する公傷病休暇が与えられる。

(5) 私用休暇

労働者が私的な用事を行う必要がある場合には、私用休暇を申請することができる。但し、年間 14 日を超えてはならず、且つ、私用休暇期間中に賃金は支給されない。

(6) 公用休暇

法令の規定により労働者に公用休暇が与えられるべき場合には、賃金は全額支給される。また、公用休暇の日数については、実際の必要に応じて決められる。

(7) 生理休暇

女性労働者は、生理により生理日の就業が困難となった場合には、月に 1 日の生理休暇を申請することが

できる。生理休暇の日数については、病気休暇として計算され、賃金は病気休暇の規定に照らして支給される。

(8) 家族介護休暇

労働者は、その家族の予防接種、重大な病気、又はその他重大な事故のため、自らが介抱をしなければならない場合には、家族介護休暇を申請することができる。家族介護休暇の日数については、私用休暇として計算され、年間7日間が上限とされている。なお、賃金は私用休暇の規定に照らして計算される。

(9) 出産休暇及び配偶者出産休暇

6.7及び6.8の説明を参照。

6.4.3 休暇申請の手続について

労働者が休暇を申請する場合には、事前に自ら、口頭又は休暇申請の理由及び日数を記載した書面により、使用者に対して申請を行わなければならない。但し、急病又は緊急の事故があった場合には、他人に委託して休暇申請の手続を代理させることができる。また、休暇申請手続を受けた使用者は、同手続の中で、労働者に対して関連証明書類の提出を求めることができる。

6.5 雇用契約に競業避止条項のような制限的な制約を含めることはできますか。

労働契約関係の有無により、競業避止義務は、「在職中の競業避止義務」及び「退職後の競業避止義務」の二種類に分かれ、その種類によって異なる取り扱いがなされている。以下ではそれぞれに分けて説明する。

6.5.1 在職中の競業避止義務

労働契約関係は、属人的側面が重視される特殊性を有するので、労働契約の存続中においては、労働者は、使用者に対して一定程度の「忠誠義務」を負う。従って、たとえ、当事者間では何らの明確な約定が存しない場合であっても、労働者は、使用者に対して当然に「競業避止の義務」を負わなければならない。

6.5.2 退職後の競業避止義務

労働契約終了後の競業避止義務は、労働者の離職後の職業活動の自由を直接に制限し、労働者の就労権及び生存権の双方に影響を与えることになる。従って、原則として、退職後の競業避止義務については、当事者間で明示的な約定がなされ(例えば、契約書、誓約書又は同意書などの書面により締結された場合等)、且つ当該競業避止義務規定の正当性及び合理性が認められる場合にのみ、労働者は使用者に対して競業避止義務を負うものと考えられる。また、裁判例によると、正当性及び合理性の具体的な判断要素には、(1)

元使用者の営業秘密を保護する必要があるか否か、(2)離職者の元職場における在職期間中の職務内容とその地位、(3)離職者が再就職する範囲、その期間及びその地域などに対する制限に合理性があるか否か、(4)元使用者が、競業禁止期間中、当該離職者に対して適度の金銭的代償を支給するか否か、(5)離職者の競業行為が信義誠実の原則に違反するか否かといった点が含まれる。

6.6 雇用契約で、労働者を一定の期間は退職できないようにすることはできますか。

台湾労働基準法では、使用者と労働者とが最低勤続年数を約定することを禁止していない。但し、労働契約における「最低勤続年数」に関する約定が強制力を有するためには、以下に掲げた要件に適合しなければならない。

- (1) 「最低勤続年数」の約定には、「必要性」と「合理性」がなければならない(例えば、使用者には「最低勤続年数」の約定を通して保護すべき利益がなければならない。また、約定された最低勤続期間の長短の点については、職業訓練期間の長さ、使用者が支出した訓練費用及び対象となる労働者の代替可能性等の諸要素を総合的に考慮した上で、「最低勤続年数」の約定に合理性があるか否かが判断されることになる)。
- (2) 契約書において、違約金の約定が設けられる場合には、その金額については、保護を受けるべき使用者の利益と労働者の弁済能力とを比較した上で、相当の金額でなければならない。

6.7 女性労働者は、産前産後休暇を取得することが認められていますか。

台湾労働基準法 50 条 1 項によれば、女性労働者に対しては、その出産前後に就業を停止させ、8 週間の出産休暇を与えなければならない旨が規定されている。また、女性労働者が妊娠 3 カ月以上で流産した場合には、就業を停止させ、4 週間の出産休暇を与えなければならないとされている。なお、同条 2 項では、女性労働者の就労期間が 6 カ月以上の場合には、前項の就労停止期間における賃金は全額支給され、就労期間が 6 カ月未満の場合には、賃金の半額が支給される旨が規定されている。更に台湾では、出産休暇に関する法律規定は労働基準法以外にも、性別工作平等法 15 条の規定により定めが設けられており、女性労働者が妊娠 2 カ月以上 3 カ月未満で流産した場合には、その就業を停止させ、1 週間の出産休暇を与えなければならないとされており、妊娠 2 カ月未満で流産した場合には、その就業を停止させ、5 日間の出産休暇を与えなければならないとされている。

6.8 男性労働者は、育児休暇を取得することが認められていますか。

台湾性別工作平等法 15 条の規定によれば、男性労働者の配偶者が出産する場合には、使用者はその男性労働者に 3 日間の出産休暇を与えなければならないとされており、且つその産休期間中の賃金は全額支給されることが規定されている。

6.9 台湾の会社がその従業員や役員に対して株式を発行するには、どのような規制がありますか。

6.9.1 会社における従業員に対する新株予約権証書の発行

台湾会社法 167 条の 2 第 1 項の規定によれば、会社は、法律又は定款に別段の規定がある場合を除き、取締役会において取締役の 3 分の 2 以上の出席及び出席取締役の過半数の同意による決議により、従業員と新株予約権契約を締結し、従業員は一定期間内において当該契約上の約定価格にて特定数の会社の株式を買い取ることができると定められている。なお、当該契約締結後に、会社は従業員に対し、新株予約権証書を発行するものとされている。また、同条 2 項では、従業員が取得した新株予約権証書は、これを譲渡することができないと定められている。但し、相続の場合には、この限りではない。

6.9.2 会社の従業員に新株を引き受けさせる義務

台湾会社法 267 条 1 項の規定により、会社が新株を発行する場合には、目的事業として中央政府における監督官庁が特に認定した場合を除き、新株発行総数の 10%～15%までの株式を保留して従業員に引き受けさせなければならないとされている。

但し、外国企業及び外国人による出資比率が 45%以上である会社については、この限りではない(外国人投資条例 15 条 2 項)。

6.9.3 適用除外

上記 6.9.1 及び 6.9.2 の適用対象は、会社の従業員に限定され、会社の取締役又は監査役は、上記規定の適用対象外とされている。すなわち、取締役及び監査役については、そもそも新株予約権証書の発行対象とはならず、また、会社が新株を発行する場合の従業員あての引受留保の対象ともならないのが原則である。但し、例外として、取締役が同時に当該会社の従業員としての身分も併せ持つ場合にはこの限りではない(なお、監査役については、台湾会社法 222 条により「会社の取締役、経理人又はその他の職員」を兼任することが禁じられていることから、取締役の場合に認められるような例外は、一切認められないものと考えられる)。

6.10 台湾の会社の従業員は、外国会社の従業員ストックオプションの付与を受けることができますか。

外国企業がストックオプションを台湾の従業員に与えることができるか否かについては、台湾法上には明文規定がないので、その適法性の判断は、当該外国企業の所在国における関連法律規定により、決せられることとなる。

6.11 従業員ストックオプションは、税制上の優遇措置を受けることができますか。

従業員が新株予約権を行使して得た所得は、台湾所得税法における「個人総合所得」に当たるので課税対象となり、且つ優遇税率の適用はない。また、従業員側の所得税関連の処理については、台湾財政部(日本の財務省に相当する)の行政解釈によれば、権利行使日の株式の時価(公正価額)と行使価額との差額が権利行使日の属する課税年度の所得として算入され、所得税が課される。ここでいう「時価」とは、上場又は店頭公開企業の株式(但し、新興市場上場株式を除く)である場合には、権利行使日当日の新株予約権の行使対象となった株式の終値を指す。他方、新株予約権の行使対象となった株式が、上記以外の株式である場合には、権利行使日前の直近の会計士による会計検査を受けた財務諸表に基づき計算された一株当たりの正味価格を指す。なお、ここでいう「権利行使日」とは、新株予約権証書を発行した会社又はその代理機構により株式が交付された日を指すが、新株予約権の代金納付証書が先に交付された場合には、当該証書が交付された日を指す。

7. 知的財産

7.1 台湾ではどのような種類の知的財産権が保護されていますか。

「世界貿易機関」(World Trade Organization; 以下「WTO」という)の「知的財産権の貿易関連の側面に関する協定」(Trade Related Aspect of Intellectual Property Right; 以下「TRIPS 協定」という)によれば、保護されるべき知的財産権の内容には、①著作権及び実演、レコード(録音物)等に関する関連諸権利、②商標、③営業秘密の保護、④特許、⑤意匠、⑥地理的表示、⑦集積回路の回路配置が含まれる。台湾は WTO に加盟しているため、TRIPS 協定に定められた各知的財産権を保護している。具体的には、台湾において現在までに既に制定済みの知的財産権関連法令として、専利法(特許、実用新案及び意匠の保護を目的とした法律である)、著作権法、商標法、営業秘密法、集積回路の回路配置保護法、植物品種及び種苗法、光ディスク管理条例、公正取引法などが挙げられる。

7.2 台湾が締約国となっていない知的財産関係の国際条約は存在しますか。

台湾は、その国際的な地位の特殊性により、大部分の国際的な知的財産関連条約の締結に、基本的には参加していない。しかしながら、台湾は、2002年1月1日にWTOへの加盟を果たしている。そこで、現在では、TRIPS 協定の規範が、台湾が遵守すべき数少ない国際的な知的財産関連条約の一つとして加わっている。TRIPS 協定の規範を通じ、台湾は、原則として、パリ条約(Paris Convention for the Protection of Industrial(1967); 工業所有権の保護)、及びベルヌ条約(Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works(1971); 文学的、学術的及び美術的著作物の保護)の関連規定を遵守すべきこととなる。なお、台湾は国際的な知的財産関連条約の大部分に加盟こそしていないが、知的財産権の保障を徹底させることを目的として、国内の知的財産権関連法令については、基本的に全て、国際的な知的財産関連条約の規範に同調する形で制定を図っている。

7.3 知的財産のライセンスに関して、公正取引委員会その他の競争当局のような公的機関による規制又はガイドラインは存在しますか。

公正取引委員会²³は、台湾における競争取引を主管する機関である。同委員会が主管する法律が「公正取引法」²⁴(日本の「独占禁止法」に相当する)であり、同法は、事業のむやみな独占、不当なカルテル、及び不正な競争行為を禁止している。公正取引法の関連規範をより具体化するため、公正取引委員会は知的財産権の実施許諾(ライセンス)について、「技術ライセンス契約に関する行政院公正取引委員会による処理原則(ガイドライン)」を設けている。このガイドラインが適用される範囲には、特許ライセンス契約、専門技術ノウハウのライセンス契約、特許と専門技術ノウハウの複合的ライセンス契約などの各ライセンス契約の類型が含まれる。同ガイドラインの6条は、競争関係にある当事者間で技術ライセンスに関する協議を行い、契約又はその他の方式で合意し、ライセンス関連商品の価格、数量制限、取引対象、取引地域、研究開発の分野などにつき、これらの当事者間で事業活動を相互に制約して、特定市場に影響を与え得るような共同決定をなすことを禁止するために、技術ライセンス契約における禁止事項を例示列挙している。

8. 為替管理

8.1 台湾に持ち込む又は台湾から持ち出すことができる現地通貨の額に制限はありますか。

現行(2010年10月現在)の台湾関税総局(日本の「関税局」に相当する)の公告によると、出入国する旅客が携帯することができる台湾元の総額については、原則として6万台湾元に制限されている。旅客が携帯する台湾元が上述の限度を超える場合には、事前に台湾中央銀行に許可を申請しなければならず、同許可証明書を持参して通関を受ける必要がある。かかる台湾中央銀行の許可を得ていない場合には、上述の限度を超過する金額については、持ち込み、持ち出しともに認められない。

8.2 台湾に持ち込む又は台湾から持ち出すことができる外国通貨の額に制限はありますか。

現行(2010年10月現在)の台湾関税総局の公告によると、出入国する旅客が携帯することができる外貨(但し中国の人民元を除く)の総額については、制限は設けられていない。但し、1万米ドル相当額を超える場合には、出入国時に税関に申告しなければならない。規定通りの申告をしない場合、又は申告が不実の場合、1万米ドル相当額を超過する金額部分につき没収されることになる。また、出入国する旅客が携帯することができる中国の人民元の総額については、2万人民元を超えてはならないとされている。台湾入国時に、こ

²³ 中国語では「公平交易委員会」。

²⁴ 中国語では「公平交易法」。

の制限を超えている場合には、自ら申告する必要があり、且つ超過する金額部分を台湾域内に持ち込むことができないため、その部分を一旦税関に預けて、出国時に返還を受けるものとされている。他方、台湾出国時に、上述の制限を超える場合には、税関に申告しなければならない。規定通りの申告をしない場合、又は申告が不実の場合には、2 万人民元を超過する金額部分につき没収されることになる。

8.3 外国為替の流入又は流出に関する規制はありますか。

現在、台湾では一定金額を超える外貨取引についての規制措置が設けられている。当該規制の方式については、取引回数により、以下の二種類に分類される。

8.3.1 一回の取引金額が規定金額に達する場合の規制

台湾外貨収支又は取引申告弁法²⁵ 2 条の規定によれば、台湾域内において、50 万台湾元以上の外貨収入、外貨支出又は外貨取引がある場合には、これら全てにつき、資金の出し手又は受け手により、届出がなされなければならないとされている。また、同弁法 5 条の規定によれば、会社や企業体による 1 件当たり 100 万米ドル相当額以上の外為取組、団体や個人による 1 件当たり 50 万米ドル相当額以上の外為取組、関係監督官庁による許可を得た場合の直接投資若しくは証券投資に係る外為取組、及び域内取引に係る取引対象が域外貨物及び役務に関連する場合の外為取組等に関しては、当該外貨収入、外貨支出又は外貨取引に関連する契約書や許可証などの証明書類を添付しなければならず、銀行によりこれらの証明書類上の金額と為替送金に関する申告書に記載された金額との合致が確認された場合にはじめて、かかる金額の台湾元による為替交換が可能とされている。

8.3.2 累計取引金額が規定金額に達する場合の規制

同弁法 6 条の規定によれば、個々の会社や企業体により 1 年間に必要とされる外為取組(売買双方を含む)の累計額が 5,000 万米ドル相当額を超える場合、又は、個々の団体や個人により 1 年間に必要とされる外為取組の累計額が 500 万米ドル相当額を超える場合には、事前に、銀行経由で台湾中央銀行あてに許可を申請しなければならない。更に、台湾の非居住者が台湾域内で建設工事を請け負う場合の工事代金、台湾域内の法的手続を進めるために供託すべき保証金及び仲裁費用、監督官庁の許可を経た又は法に従い得られた台湾域内の自家用不動産に係る代価、法に従い得られた台湾域内の遺産、保険金、及び弔慰金等に関する、10 万米ドル相当額を超える外為取組もまた、事前に銀行経由で台湾中央銀行あてに許可を申請しなければならない。

²⁵ 中国語では、「外匯收支或交易管理申報辦法」。

9. M&A

9.1 台湾の会社が利用することのできるM&Aの方法には、どのようなものがありますか。

台湾における会社のM&A等による企業再編の形態については、台湾企業合併買収法²⁶4条の規定により、(1)合併、(2)企業買収(事業譲渡や、株式交換又は株式移転も含まれる)、及び(3)会社分割等の各種方式に分けられる。以下、それぞれについて説明を行う。

9.1.1 合併

台湾法上、会社の合併の形態としては、新設合併と吸収合併との二種類がある。新設合併とは、合併の当事者となる会社の全部を消滅させ、新たな会社を設立する方式のことであり、消滅会社の権利義務の全部を一括して新設会社に移転する合併の形態を指す。他方、吸収合併とは、合併の当事者となる会社のうちの一つの会社が存続し、消滅会社の全ての権利義務を承継する方式のことである。また、合併して消滅する会社の株主に対して交付される対価については、新設会社若しくは存続会社の株式、その他の会社の株式、現金又はその他の財産を、その対価となすことができる。

9.1.2 事業譲渡

会社間で、一方の会社の全部又は主要部分の営業又は財産を譲渡し、他方がこれを引き受ける行為を指す。

9.1.3 株式交換又は株式移転²⁷

会社が、自社の発行済の株式の全てを、既存の他社の発行する新株を取得するための対価として、又は新会社の設立に際して引き受けた株式の対価として、譲渡する行為を指す。結果として、自社は他社(既存会社又は新設会社)の完全子会社となる。

9.1.4 会社分割

会社が、独立して運営できる事業の一部又は全部を、他の既存会社又は新設会社が発行する新株を取得するための対価として、当該他社又は当該他社の株主に譲渡する行為を指す。

²⁶ 中国語では「企業併購法」。

²⁷ 中国語では、両概念を併せて「株式転換」という。

9.2 各方法を実施する上での手続及び実施に要する時間はどうなっていますか。

9.2.1 合併

合併については、その種類を問わず、台湾企業合併買収法により、以下のような主要手続が定められている。

(1) 書面による合併契約の締結

台湾企業合併買収法 22 条の規定によれば、合併契約書には、合併後の会社の名称、資本額、更には、上場会社又は店頭登録会社の場合には株式の割当率(合併比率)の算定根拠等の事項を、記載しなければならないとされている。

(2) 株主総会の特別決議

台湾企業合併買収法 18 条の規定によれば、原則として、会社の合併については、株主総会の特別決議による承認が必要である。すなわち、発行済株式総数の 3 分の 2 以上を代表する株主が出席し(定足数)、出席した株主の議決権の過半数をもって承認決議がなされなければならない(日本法上の特別決議とは、定足数及び決議要件が異なる(両者が逆になっている)ので注意が必要である)。但し、株式公開発行会社の場合には、出席した株主が代表する株式総数が前述の定足数に満たないとしても、発行済株式総数の過半数を代表する株主が出席すれば、出席した株主の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって、承認の決議を行うことができる。定足数及び決議要件については、会社の定款で更に引き上げることも可能である。その場合には、定款の規定に基づき、株主総会の決議が行われることになる。なお、資本関係のある会社間での合併に関しては、台湾会社法 316 条の 2 に特別規定が設けられており、支配会社が従属会社の 90%以上の発行済株式を有する場合には、当該支配会社及び従属会社の取締役会において、各々の取締役の 3 分の 2 以上が出席し、出席した取締役の過半数により承認の決議がなされることが、その従属会社の合併の要件とされている。この場合の合併については、株主総会の特別決議は不要とされている。

(3) 会社債権者への通知及び公告

台湾企業合併買収法 23 条 1 項の規定によれば、会社は、合併に関する決議がなされた後直ちに、30 日以上の期間を定め、かかる期間内に異議申立てができる点も含め、当該合併について各債権者向けに通知及び公告を行うべきものとされている。また、同条 2 項の規定によれば、かかる通知及び公告を会社が行わない場合には、会社は、当該合併に対して異議を申し立ててきた債権者に対して、弁済若しくは相当の担保の提供、専ら債務弁済を目的とする信託の設立、又は合併が債権者による権利行使を妨げないことの証明を行わない限り、当該合併をもって、当該債権者に対抗することはできないと定められている。

(4) 合併契約の実行後、新設会社又は存続会社により、合併登記又は変更登記の申請が行われる。

9.2.2 事業譲渡

(1) 当事者間の具体的な権利及び義務を定めた書面による譲渡契約書を締結する。

(2) 株主総会の特別決議

台湾企業合併買収法 27 条の規定によれば、会社が、他社の事業若しくは財産を一括して譲り受ける、又は自社の事業若しくは財産を他社に一括して譲渡するためには、株主総会の特別決議による承認が必要である。すなわち、発行済株式総数の 3 分の 2 以上を代表する株主が出席し(定足数)、出席した株主の議決権の過半数をもって承認決議がなされなければならない。但し、株式公開発行会社の場合には、出席した株主が代表する株式総数が前述の定足数に満たないとしても、発行済株式総数の過半数を代表する株主が出席すれば、出席した株主の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって、承認決議を行うことができる。また、子会社が親会社の事業又は資産の全部又は主要部分を取得する場合には、一定の条件を満たせば(例えば、当該子会社が当該親会社の 100%子会社の場合や、当該子会社が、当該親会社から譲り受けた事業又は財産の価値の対価として、当該親会社に対して新株を発行する場合等)、取締役会の決議による承認のみが必要とされ、株主総会の決議は不要とされている。

(3) 企業合併買収法 27 条の規定によれば、事業譲渡に際しては、債権を譲渡する場合の債務者に対する債権譲渡通知については、公告による方法で行うことができる。他方、債務を引き受ける場合には、債権者による承認は不要である。

(4) 他社から事業又は財産を一括して譲り受けた場合には、その会社の債務も同時に引き受けることになる。

9.2.3 株式交換又は株式移転

(1) 書面による株式交換又は株式移転に関する契約の締結

株式の交換比率及びその算定根拠を具体的に記載した契約書を交わす。

(2) 株主総会の特別決議

台湾企業合併買収法 29 条の規定によれば、会社の株式交換又は株式移転については、株主総会の特別決議による承認が必要とされる。すなわち、発行済株式総数の 3 分の 2 以上を代表する株主が出席し(定足数)、出席した株主の議決権の過半数をもって承認決議がなされなければならない。但し、株式公開発行会社の場合には、出席した株主が代表する株式総数が前述の定足数に満たないとしても、発行済株式総数の過半数を代表する株主が出席すれば、出席した株主の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって、承認決議を行

うことができる。定足数及び決議要件については、会社の定款で更に引き上げることができる。その場合には、定款の規定に基づき、株主総会の決議が行われることになる。

9.2.4 会社分割

(1) まずは、取締役会が分割計画書を作成する。

(2) 株主総会の特別決議

台湾企業合併買収法 32 条の規定によれば、会社分割については、株主総会の特別決議による承認が必要とされている。すなわち、発行済株式総数の 3 分の 2 以上を代表する株主が出席し(定足数)、出席した株主の議決権の過半数をもって承認決議がなされなければならない。但し、株式公開発行会社の場合には、出席した株主が代表する株式総数が前述の定足数に満たないとしても、発行済株式総数の過半数を代表する株主が出席すれば、出席した株主の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって承認決議を行うことができる。子会社がその親会社の事業又は資産の全部又は主要部分を取得する場合において、特定の要件を満たすときには、その子会社は、株主総会の決議なしに手続を進めることができる。定款が定足数及び決議のために必要な議決権の数についてより厳しい基準を採用している場合には、その定款の定めによることになる。

(3) 会社債権者への通知及び公告

台湾企業合併買収法 32 条 5 項の規定によれば、会社は、会社分割に関する決議がなされた後直ちに、30 日以上期間を定め、かかる期間内に異議申立てができる点も含め、当該会社分割について各債権者向けに通知及び公告を行うべきものとされている。また、かかる通知及び公告を会社が行わない場合には、会社は、当該会社分割に対して異議を申し立ててきた債権者に対して、弁済若しくは相当の担保の提供、専ら債務弁済を目的とする信託の設立、又は会社分割が債権者による権利行使を妨げないことの証明を行わない限り、当該会社分割をもって、当該債権者に対抗することはできないと定められている。

(4) 事業、財産及び負債の分割

台湾企業合併買収法 32 条 6 項の規定によれば、会社分割により事業の譲渡を受けた既存会社又は新設会社は、当該事業に起因して生じた債務については、分割前の会社の債務として分離できる場合を除き、当該事業の譲渡を受けるために出資した範囲内で、分割前の会社と連帯して、返済責任を負わなければならない。但し、この場合の債権者の請求権については、分割基準日から起算して 2 年以内に行使されない場合には、時効消滅するものとされている。

9.3 具体的な事案に際して、どの方法が最も適切かを判断する基準について教えてください。

以上に述べた M&A(合併及び買収)等による企業再編に関する各種方式については、それぞれメリット及びデメリットがあるため、一律の基準で、特定案件につきいずれの方式が最適かを決することは困難である(ケース・バイ・ケースの判断となる)。

9.4 組織再編に関わる会社の 1 つが上場会社である場合、追加的に必要となる要件があれば教えてください。

9.4.1 台湾企業合併買収法上の特別規定

台湾における上場(又は店頭登録)会社が以下に掲げる企業再編に関係する場合には、台湾企業合併買収法上の特別規定が適用される。

- (1) 株式交換又は株式移転に関係する場合(株式交換又は株式移転により買収され 100%子会社となった場合)

台湾企業合併買収法 31 条の規定によれば、上場(又は店頭登録)会社が同法 29 条に基づき株式交換又は株式移転の方法により他の既存又は新設会社を買収され、その 100%子会社となる場合には、その既上場(又は店頭登録)株式は、株式交換若しくは株式移転及び上場(又は店頭登録)関連手続の完了後、上場(店頭登録)廃止となる。なおこの場合、買収側となる他の既存又は新設会社が上場(店頭登録)関係規定の定めるところに合致すれば、これら他の会社の株式が上場(店頭登録)されることとなる。

- (2) 会社分割に関係する場合

台湾企業合併買収法 32 条 7 項の規定によれば、上場(又は店頭登録)会社が分割を行った後、当該分割後の事業又は財産を譲り受ける既存又は新設会社が、上場(又は店頭登録)関係規定の定めるところに合致する場合には、これらの既存又は新設会社は、その会社分割及び上場(又は店頭登録)関連手続の完了後、上場(又は店頭登録)を継続又は開始することができる。また、元々上場(又は店頭登録)していた分割会社についても、上場(又は店頭登録)を維持することは可能である。

9.4.2 上場(又は店頭登録)会社の情報開示義務

上記 9.4.1 のほか、企業再編に関係する会社が台湾における上場(又は店頭登録)会社の場合には、投資家保護の観点から、以下に述べる通り、取締役会決議等の事実の発生ごとに、当該上場(又は店頭登録)会社による企業再編に係る一定の情報開示義務が課される点、注意を要する。

(1) 上場会社の場合

企業再編に係る会社が台湾における上場会社の場合には、台湾証券取引所が定めた、「台湾証券取引所株式会社の有価証券上場会社の重要情報の調査・証明及び開示に関するマニュアル」²⁸(以下、「上場会社重要情報開示マニュアル」という)により、当該上場会社には、企業再編に関する重要情報に係る一定の情報開示義務が課されることとなる。

具体的には、上場会社重要情報開示マニュアル 2 条 1 項 11 号によれば、上場会社の取締役会が減資、合併、分割、買収、株式の交換・転換若しくは譲受け、解散、新株発行による増資、社債の発行、従業員を対象とするストック・オプションの発行、その他の有価証券の発行、第三者割当による有価証券の発行、金融持株会社の設立への参加、金融持株会社への変更、又は金融持株会社若しくはその子会社への投資について決議した場合等には、これら決議内容等は開示すべき重要情報に該当し、同マニュアル 3 条に基づき、その決議等の事実があった日の翌営業日の取引開始時間までに、かかる重要情報の内容又はその説明を台湾証券取引所が指定したウェブサイト(現在の指定サイトの名称は「公開資訊観測站」という。次の URL を参照。<http://mops.twse.com.tw/index.htm>)において開示しなければならないとされる(但し、当該上場会社が同時間までにプレスリリースを配布するときには、その配布と同時に上記ウェブサイトにも開示しなければならない)。なお、外国の法令により当該上場会社が上場会社重要情報開示マニュアルに規定された重要情報の報告に関して時間的な制限を受ける場合には、当該上場会社は、その外国の法令の定める時間的な制限に合わせて同重要情報の開示を行うことができる。また、上場会社の取締役会が会社の合併、分割、買収、株式の譲受けについて決議をした場合、その相手方となる会社が外国会社であるときは、上場会社重要情報開示マニュアル 2 条 3 項に基づき、当該上場会社はこれらに関する決議、決議の過程及びその方法に関する全ての情報を、速やか且つ正確に開示しなければならないとされる。

(2) 店頭登録会社の場合

他方、企業再編に係る会社が台湾における店頭登録会社の場合には、財団法人中華民国店頭取引センターが定めた、「有価証券店頭登録会社の重要情報の調査・証明及び開示に関するマニュアル」²⁹が適用され、上述した上場会社の場合と同様の情報開示義務が課されることとなる(同マニュアル 2 条 1 項 11 号及び 3 項、並びに 3 条)。

²⁸ 中国語では「臺灣證券交易所股份有限公司對有價證券上市公司重大訊息之查證暨公開處理程序」。

²⁹ 中国語では「財團法人中華民國證券櫃檯買賣中心對有價證券上櫃公司重大訊息之查證暨公開處理程序」。

9.5 会社の一定割合の株式取得を制限する規制にはどのようなものがありますか。また、強制的公開買付規制が適用されるのはいつですか。

9.5.1 投資比率制限について

金融管理委員会が公告した「外資によるわが国の証券保有比率制限の一覧表」³⁰(2010年10月現在)によると、外資による台湾企業の発行する証券の保有比率について、特に制限が設けられている主な業種としては、「航空及び船舶輸送業」、「鉄道、電信、電話、水道、ガス、電気、郵便等の公益事業」、「信託業」及び「ラジオテレビ業」等が挙げられる。上掲の各業種における外資による証券保有比率制限の内容については、それぞれの業種ごとに異なる。例えば、制限比率の程度についてみると、有線ラジオテレビ業では外資による保有比率の上限が20%に設定される一方、郵便業や無線ラジオテレビ業では100%禁止されるなど、業種ごとに幅があるが、49%~50%の間を上限として設定されている業種が比較的多いように見受けられる。

9.5.2 公開買付制度(TOB)について

台湾において株式公開発行会社の支配権獲得等を目指して一定比率以上の株式の買い集めを行おうとする場合には、公開買付制度の適用を受ける。公開買付制度とは、対象会社の支配権の取得等を目的として、株式買付希望者が対象会社の不特定多数の株主から株式を買い集めようとする際に、法により定められた手続に従い、一定の買付希望価格等を明らかにした上での公開買付の方式を採用することを義務付ける制度をいう。1988年に台湾証券取引法が改正された際には、アメリカ型の公開買付制度の導入を図るため、43条の1が新設された。同条3項では、「何人であれ、単独で又は他者と共同して、株式公開発行会社の発行済株式総数の一定比率に達する株数の取得を予定する場合には、一定条件を満たす場合を除き、公開買付の方式により当該株式公開発行会社の株式の買い集めを行わなければならない」と規定されている。また、前述の「一定比率」については、監督官庁である金融管理委員会が、台湾証券取引法43条の1による授權に基づき、「株式公開発行会社の有価証券の公開買付けに関する管理弁法」³¹を制定しており、同弁法11条において、「何人であれ、単独で又は他人と共同して、50日以内に株式公開発行会社の発行済株式総数の20%以上の株式の取得を予定する場合には、公開買付の方式により当該株式公開発行会社の株式の買い集めを行わなければならない」(傍点は筆者による)と定められている。

9.6 外国会社も、上記組織再編方法を用いることができますか。

9.6.1 外国人投資条例の適用について

台湾外国人投資条例1条の規定によれば、台湾域内における外国人の投資に関しては同条例が適用されるものとされており、また、同条例4条の規定によれば、ここでいう「投資」については、①台湾の会社の株式

³⁰ 以下参照。<http://sfb.fscey.gov.tw/bulletin/8-980218.doc>

³¹ 中国語では、「公開收購公開発行公司有価証券管理弁法」。

又は出資持分の所有、②台湾域内における支店、独資又は組合の設立、③前 2 号(①又は②)の投資事業のために提供される 1 年以上にわたる貸付を指すものと定められていることから、外国会社が台湾における企業再編に関与する場合には、多くの場合、この外国人投資条例の適用を受けることになる(外国人投資条例については 5.1 も参照)。

特に、外国人投資条例 8 条 1 項によれば、同条例に基づき投資を行う投資者は、投資計画及び関連資料を添付した投資申請書を經濟部投資審議委員会に提出し、その許可を得なければならず、且つ投資計画を変更したときも同様である旨が規定されている。それゆえ、外国会社は、台湾企業をターゲットとした企業再編を予定し、それに伴い対象台湾会社の株式の所有数に変動をきたす場合には、事前に台湾經濟部投資審議委員会による許可を取得しておく必要がある。

9.6.2 企業合併買収法上の外国会社に関する特別規定の適用について

外国会社が台湾における企業再編に関与する場合にも、台湾企業間での企業再編の場合と同様、上述した台湾企業合併買収法の各規定が準用されるのが原則である(台湾企業合併買収法 22 条 2 項、27 条 4 項、28 条 2 項、30 条 3 項、及び 33 条 3 項)。従って、外国会社であっても、原則として台湾企業合併買収法が認める企業再編に係る各方式を利用することが可能である。

但し、台湾企業合併買収法 21 条には、外国会社が関与する企業再編にだけ適用される特別規定が設けられている。同条 1 項及び 2 項によれば、(1)会社が外国会社と合併する場合には、①当該外国会社は、その外国会社が設立された準拠法規定により、株式会社又は有限会社の形態に当たり、且つ他の会社との合併が可能とされていなければならない、②合併契約については、当該外国会社が設立された準拠法規定に基づき当該外国会社の株主総会若しくは取締役会を経て、又はその他の方式により合法的に決議されたものである必要があり、③合併後の存続会社又は新設会社は株式会社でなければならないこと、及び(2)当該外国会社は合併基準日前までに、台湾域内における送達代理人を指定しなければならないことが、それぞれ定められている。そして、この台湾企業合併買収法 21 条の規定は、外国会社が合併以外の各方式により台湾における企業再編に関与する場合にも広く準用される(台湾企業合併買収法 27 条 4 項、28 条 2 項、30 条 3 項、及び 33 条 3 項)ので、注意が必要である。

9.7 台湾内の事業又は会社を売却又は取得することにより生じる可能性のある反競争的な結果を制限するための法律又は他の形態の規制は存在しますか。

9.7.1 公正取引法

取引秩序を維持し、消費者の利益を保護し、公平且つ合理的な競争状態を確保するため、台湾では「公正取引法」が制定されている。公正取引法の規律内容は、主に次の二つに分かれる。一つは、「競争制限行為」に対する規律である。この規制の対象となるのは、事業者による独占(寡占を含む)、トラスト及びカルテル行為である。もう一つは、「不正競争行為」に対する規律である。この規制の対象となるのは、例えば不実な広

告、他人の営業上の信用に便乗する行為、競争目的で他人の営業上の信用を損なうに足りる虚偽の事実を他人に告げたり流布したりする行為等である。

9.7.2 台湾公正取引委員会による許可が必要な場合

会社の合併及び買収は、台湾公正取引法 6 条が規定する「企業結合」行為に含まれる。同法第 11 条の 1 は、企業が結合し、以下の事項のいずれかに該当する場合には、当該企業結合の許可を求めするために台湾公正取引委員会に申請しなければならない旨を定めている。

- (1) 企業の結合により市場占有率が全体の 3 分の 1 に達する場合
- (2) 企業結合に関わる企業のいずれかの市場占有率が全体の 4 分の 1 に達する場合
- (3) 企業結合に関わる企業の前会計年度の売上額が台湾公正取引委員会の公告した金額を超える場合

会社の合併及び買収が、上記申告対象となる企業結合に該当する場合には、台湾公正取引委員会による審査を受けその許可を得なければ、当該合併及び買収を行うことは認められない。

10. 租税

10.1 会社に台湾の所得税が課税される範囲は、どのように決定されていますか。

営利事業の総機構(本社)が台湾域内に存する場合には、台湾所得税法第 3 条の規定に基づき、原則としてその営利事業に係る台湾域内及び域外の全ての事業所得を合算する形で、台湾において営利事業所得税(日本の「法人税」に相当する)が課税される。他方、営利事業の総機構が台湾域外にある場合でも、台湾域内で収益が計上された場合には、当該営利事業が台湾域内で得た事業所得については、台湾にて営利事業所得税が課税される。

10.2 税務上、居住地(住所)はどのように取り扱われますか。

日本では、所得税とは異なるもう一つの税目として住民税が存するが、台湾には日本法の「住民税」に相当する制度は存在しない。所得の源泉が台湾域内にある個人に対しては、その台湾域内に源泉のある所得に関して、台湾において課税される。具体的には、台湾における居住者である個人の場合には、非課税とされる種類の所得を除き、台湾域内に源泉のある所得についてこれを総合し、各種の項目を控除した後の所得額に対して、最低 6%から最高 40%に至る累進税率によって課税される。他方、非居住者である個人の場合には、台湾域内に源泉のある所得に対して、一律所定の税率(現在は 20%)により課税される。なお、台湾所得

税法 7 条 1 項では、「居住者」の定義について次のように定められている。

- (1) 台湾域内に住所があり、経常的に台湾域内に居住する者。
- (2) 台湾域内に住所はないが、一課税年度内に台湾域内に合計 183 日以上居住した者。但し、外国人の場合は、台湾財政部の解釈例に従い日数基準だけで判定される運用がなされるので、一課税年度内における台湾での累積滞在日数が合計 183 日以上になれば、居住者として取り扱われる。その際には、台湾所得税法 2 条 1 項の規定に基づき、個人所得税の総合申告の手続を取らなければならない。

10.3 法人税率及びその適用方法について教えてください。

台湾所得税法 5 条 5 項の規定に基づく、営利事業所得税の徴税基準額、課税等級及び累進税率は、以下の通りである。

- (1) 対象営利事業の一課税年度内の課税所得額の合計が 12 万台湾元以下の場合には、営利事業所得税の徴収が免除される。
- (2) 営利事業の一課税年度内の課税所得額の合計が 12 万台湾元を超える場合には、原則としてその課税所得額全額に対して 17%の税率で課税される。但し、この税率による課税額が、対象営利事業の課税所得額の 12 万台湾元を超えた部分の 50%を超える場合には、対象営利事業の課税所得額の 12 万台湾元を超えた部分の 50%に当たる額が課税額とされる。

10.4 外国会社が台湾国内で得た所得に課される税率を教えてください。

外国企業に対する台湾での営利事業所得税の課税方法については、当該外国企業が台湾に固定的な営業所を有しているか否かにより、異なる。ここでは、それぞれに分けて説明する。

10.4.1 対象外国企業が台湾に固定的な営業所を有する場合

台湾に固定的な営業所を有する外国企業に関しては、従来、「促進産業昇級条例」による外国投資家に対する租税優遇規範が適用されてきた。しかしながら、同条例が 2009 年 12 月 31 日に廃止されたため、この条例の廃止に対応し、引き続き外国人の対台湾投資を促す目的から、台湾所得税法 5 条 5 項の規定が 2009 年 5 月 27 日に改正され、2010 年 1 月 1 日から営利事業所得税の税率が本来の 25%から 20%に引き下げられた。更に、2009 年に引き続き、上述した台湾所得税法の 5 条 5 項の営利事業所得税の税率に関する規定の改正法案が 2010 年 5 月 28 日に可決され、同改正法案の規定に基づき、営利事業所得税の税率は、結局 2010 年 1 月 1 日に遡及して更に 20%から 17%に引き下げられることとなった。本条項の詳細な規定については、10.3 の説明を参照。

10.4.2 対象外国企業が台湾に固定的な営業所を持たない場合

台湾所得税法 88 条 1 項 2 号の規定によれば、台湾域内に固定的な営業所を持たない、又は営業代理人を有していない外国の営利事業(納税義務者)に対して、所得を給付する者には、その外国の営利事業への給付に際して、源泉徴収を行う義務が課されている。かかる源泉徴収義務者は、台湾所得税法 92 条 2 項の規定に基づき、納税義務者(外国の営利事業)あての給付から代理で税金を控除(源泉徴収)した日から 10 日以内に、この控除した税額を国庫に納付しなければならない。その後、この源泉徴収義務者は、源泉徴収票を発行し、管轄の税務機関に申告して検査を受けた後、納税義務者である外国の営利事業に対してこの源泉徴収票を交付する流れとなる。

10.5 台湾では、他にどのような税金を支払う必要がありますか。

台湾の租税の種類は、財政收支区分法³² 4 条の規定により、大きく国税と地方税とに分かれている。それぞれの区別ごとの主要な租税の種類については、以下に列挙する通りである。

(1) 国税

個人所得税、営利事業所得税、相続・贈与税、関税、貨物税、タバコ・酒税、営業税、先物取引税、証券交易税、鉱業税等。

(2) 地方税(県、市、その他の地方自治政府が課税主体)

地価税、田租、土地付加価値税、鑑札税、印紙税、家屋税、娯楽税、契約税等。

10.6 配当には課税されますか。

台湾所得税法 14 条の規定によれば、「営利所得」は個人所得の一種として挙げられている。ここでいう「営利所得」には、会社の株主として受け取った配当金の総額、協同組合の組合員として受け取った利益分配金の総額、パートナーシップのパートナーとして各課税年度ごとに受けるべき利益分配金の総額、個人経営者が毎年その事業から得た所得及び個人の臨時的な取引で得た利益等が含まれる。従って、「配当」についても、「営利所得」として所得税が課されることになる。

³² 中国語では、「財政收支劃分法」。

10.7 源泉徴収税はありますか。

10.7.1 源泉徴収すべき所得

台湾所得税法 88 条の規定によれば、源泉徴収すべき所得は、大きく以下の二種類に分かれる。

- (1) 会社が、非居住者及び台湾域内に総機構(本社)を有さない営利事業に支払う正味配当金、又は、協同組合、パートナーシップ若しくは完全被支配主体が、台湾に居住していない構成員、組合員若しくは単独投資家に対して支払う利益分配金。
- (2) 機関、団体、学校、事業、破産財団又は業務執行者が給付する給与、利息、賃料、コミッション、ロイヤリティー、業務執行者の報酬、競技・試合・抽選等で得る賞金又は支給金、定年退職金、解雇手当、退職金、離職金、終身俸給、保険給付に該当しない養老年金、告発や摘発によって得る賞金、仕組商品取引による所得、及び台湾域内に固定的な営業所を持たない、又は営業代理人がいない外国の営利事業に給付する所得。

10.7.2 源泉徴収の方法

台湾所得税法 92 条の規定によれば、源泉徴収義務者は、毎月 10 日までに前月 1 カ月間に納税義務者への給付から控除した税金を国庫に納付する。更に、毎年 1 月末までに前年 1 年間に控除した各納税義務者ごとの税金の源泉徴収票を作成し、まとめて管轄の税務機関に報告して、検査を受ける。その後、2 月 10 日までに、検査済みの源泉徴収票を各納税義務者に交付する。

非居住者又は台湾域内に固定的な営業所を持たない営利事業に、台湾所得税法 88 条が規定する各種所得があった場合には、源泉徴収義務者は、代理で税金を控除した日から 10 日以内に、控除した税金を国庫に納付し、源泉徴収票を作成して管轄の税務機関に申告し、検査を受けた後、納税義務者に交付する。台湾域内に固定的な営業所は有するものの総機構(本社)は台湾域外に存する営利事業に対して各種配当金が支払われる場合についても、また同様である。

10.8 台湾では、キャピタルゲインが課税の対象となりますか。

10.8.1 個人所得税に関して

台湾所得税法 14 条は、「財産取引所得」を個人所得の一種として規定している。この財産取引所得額の計算方式は次の通りである。

- (1) 対象財産又は権利を元々指し値取引により取得していた場合には、譲渡(売却)取引の際の成約金額から、当初取得した際のコスト、及び当該資産の取得や改良、移転の際に支払った一切の費用を

差し引いた後の残額を、所得額とする。

- (2) 対象財産又は権利を元々承継又は贈与によって取得していた場合には、譲渡(売却)取引の際の成約金額から、承継時又は贈与されたときの当該財産又は権利の時価、及び当該財産又は権利の取得や改良、移転の際に支払った一切の費用を差し引いた後の残額を、所得額とする。
- (3) 個人が、株式会社の記名式株式若しくは記名式社債、中央政府若しくは各地方政府が発行した債券、又は銀行が政府の許可を得て発行した開発債券を購入又は取得し、一年以上保有している場合には、これらを売却する際、その売却取引で得た所得の 50%のみをその年度の所得とし、残りの 50%は免税とすることができる。

しかしながら、財産取引の対象が土地、株式、先物商品等である場合には、台湾所得税法 4 条、4 条の 1 及び 4 条の 2 の規定により、現在のところ、当該取引に関する売却益には課税されないため、注意が必要である。

10.8.2 営利事業所得税に関して

台湾所得税法 24 条は、営利事業所得の計算に際しては、その年度の収入総額から各種費用、損失及び税金を差し引いた後の純益額を所得額とすると規定している。従って、営利事業がその名義で財産取引を行った場合には、対象財産の譲渡(売却)対価から、コスト及び取引費用等の関連諸費用を差し引いて、なお残額がある場合に、当該残額部分に相当する金額が、課税所得に含まれることになる。

しかしながら、個人所得の場合と同様に、財産取引の対象が土地、株式、先物商品等である場合には、台湾所得税法 4 条、4 条の 1 及び第 4 条の 2 の規定により、現在のところ、当該取引に関する売却益には課税されないため、注意が必要である。

11. 紛争解決

11.1 台湾における民事訴訟手続の概要を教えてください。

民事訴訟手続の目的は、私人間の財産に関する紛争又は身分上の権利義務に関する紛争を処理することにある。前者については、売買をめぐる紛争、損害賠償等、後者については、離婚や親子関係の確認をめぐる紛争等が挙げられる。訴訟の主な流れとしては「訴訟提起」、「訴訟手続の決定」、「裁判所での審理」、及び「判決及び上訴」の四段階に分けられる。以下では、この順序に従って説明する。

11.1.1 訴訟提起—管轄裁判所の決定

訴訟提起に伴い処理すべき事項は、「管轄裁判所の決定」である。台湾民事訴訟法 1 条の規定により、原

則として、被告の住所地又は居所地の裁判所が管轄裁判所となる。もし、被告が公法人の場合には、被告の公務所の所在地の裁判所が管轄裁判所となり、被告が中央政府又は地方政府に属する機関の場合には、当該機関の所在地の裁判所が管轄裁判所となる。被告が私法人の場合には、主たる事務所又は主たる営業所の所在地の裁判所が管轄裁判所となる。また、台湾民事訴訟法 3 条～9 条及び 11 条～20 条は、各種民事紛争(例えば、契約に関する紛争、手形又は小切手等に関する紛争、権利侵害行為に関する紛争、相続に関する紛争等)の類型に応じた特別規定を定めている。以上の規定により、同一事件に対し、同時に多数の裁判所が管轄裁判所となり得る場合には、原告はそのうちから 1 カ所を自由に選択することができる。但し、台湾民事訴訟法は、証拠調べのための利便性やその他の公益的考慮を理由として、特定案件については「専属管轄」の規定を設けており、この点、特に注意が必要である。例えば、不動産物権に関する訴訟は不動産所在地の裁判所が専属的に管轄し(台湾民事訴訟法 10 条)、また、養子縁組の存否に関する訴訟は養父母の住所又はその死亡時の住所地の裁判所が専属的に管轄する(同法 583 条)。

11.1.2 訴訟手続の決定

11.1.2.1 訴額及び案件の類型に応じた訴訟手続の相違について

台湾では、民事訴訟における訴額が 50 万台湾元以上の案件については、「通常訴訟手続」、訴額が 10 万～50 万台湾元の案件については「簡易訴訟手続」、訴額が 10 万台湾元未満の案件については「小額訴訟手続」が、それぞれ適用される。また、訴額を問わず、その類型により、一律に「簡易訴訟手続」が適用される案件については、以下の通りである(台湾民事訴訟法 427 条 2 項参照)。

- (1) 建築物その他工作物の定期賃貸借関係をめぐる紛争に関する訴訟
- (2) 雇用期間 1 年未満の雇用契約に関する訴訟
- (3) 旅客等サービス利用者と旅館主人、飲食店主人又は運送人との間での、宿泊代、飲食代、運送費用、又は預けた荷物若しくは財物に関する訴訟
- (4) 占有訴権に関する訴訟
- (5) 不動産の境界の設定又は境界標設置に関する訴訟
- (6) 手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴訟
- (7) 互助会関係に基づく請求に関する訴訟
- (8) 利息、配当、賃貸料、扶養費、退職金その他定期給付の請求に関する訴訟

- (9) 動産賃貸又は使用貸借をめぐる紛争に関する訴訟
- (10) 前掲(1)～(3)及び(6)～(9)に掲げられた法律関係の保証に関する訴訟
- (11) 当事者が簡易訴訟手続の適用について、書面による合意をした場合の訴訟

台湾民事訴訟法は、「通常訴訟手続」と比べて、手続の流れ、審級構造及び裁判体の構成員をより簡素化した、「小額訴訟手続」及び「簡易訴訟手続」の制度を設けて、審理を迅速に結了できるよう期している。

11.1.2.2 民事訴訟手続上、最高裁に上告することができる要件について

下記の二つの要件が満たされる場合にのみ、最高裁に上告することができる。

- (1) 第二審判決が法令に違反していることを理由として上告する場合であること。地方裁判所と高等裁判所の審理範囲には、「法律の適用」のほかに「事実認定」が含まれるが、最高裁判所の審理範囲は、「法律の適用」のみに限られている。
- (2) 訴額が 150 万台湾元以上の案件であること。

11.1.2.3 一覧表

下表は、上述した各種手続ごとの概要を、簡単な一覧としてまとめたものである。

	小額訴訟手続	簡易訴訟手続	通常訴訟手続	
	訴額が 10万台湾元未満	訴額が 10～50万台湾元又は 特定類型の案件	訴額が 50～150万台湾元	訴額が 150万台湾元以上
第一審 裁判所 (審理範囲)	地方裁判所、 単独裁判官 (事実、法律)	地方裁判所、 単独裁判官 (事実、法律)	地方裁判所、 3名の合議体 (事実、法律)	地方裁判所、 3名の合議体 (事実、法律)
第二審 裁判所 (審理範囲)	地方裁判所、 3名の合議体 (法律)	地方裁判所、 3名の合議体 (事実、法律)	高等裁判所、 3名の合議体 (事実、法律)	高等裁判所、 3名の合議体 (事実、法律)
第三審 裁判所 (審理範囲)	無	最高裁判所、 5名の合議体 (法律) * 但し、上告が認められるのは、案件の類型により簡易訴訟手続が適用された場合の、訴額が150万台湾元以上の案件に限られる。	無	最高裁判所、 5名の合議体 (法律)

11.1.3 裁判所の審理

民事訴訟における審理は、主に、準備手続、証拠調べ手続、及び口頭弁論手続の三段階に分かれる。「準備手続」では、各当事者の訴訟上の主張及び関連する攻撃又は防御の方法を確認する。また、裁判所の協力により案件の争点を整理し明確にして、後続の審理に資するようにする。「証拠調べ手続」では、各当事者が提出した証拠について法定の方式で調査を行うほか、裁判所が必要と認めたときには専門機関、大学又はその他の団体に必要な調査を委託することができる。「口頭弁論手続」では、双方の当事者が裁判を受けべき事実及び証拠を裁判所で陳述し弁論を行う。

11.1.4 判決及び控訴

判決書は「主文」と「理由」の部分から成り、裁判所は、判決日に「主文」の内容のみを読み上げる。当事者が判決の結果に不服のときは、判決書正本の送達を受けた日の翌日から 20 日以内に上訴をすることができる。この 20 日の期間が過ぎても上訴がなされない場合には、当該判決が確定することになる。判決が確定すると、両当事者は、当該判決の「主文」に示された法律関係については、以後、争うことができない。

11.2 台湾では、外国判決はどのように執行されますか。

外国の裁判所の確定判決をもって、台湾で強制執行を申し立てる手続としては、台湾強制執行法 4 条の 1 の規定に基づき、まずは「執行許可請求の訴え」を提起することになる。裁判所が、当該外国判決に台湾民事訴訟法 402 条各号に該当する事由が存しないことを審査し、判決をもってその執行を許可すれば、これを債務名義として、裁判所に強制執行を求めることができる。

上述した台湾強制執行法 4 条の 1 の規定及び同条が言及する台湾民事訴訟法 402 条の規定については、以下の通りである。

(1) 台湾強制執行法 4 条の 1

- 「1. 外国の裁判所の確定判決に基づき強制執行を申し立てた場合、当該判決が民事訴訟法 402 条に掲げる事由のどれ一つにも該当せず、また、中華民國の裁判所が判決でその執行を許可すると宣したものに限り、強制執行を行うことができる。
2. 前項の執行許可請求の訴えは、債務者の住所地の裁判所が管轄する。債務者の住所が中華民國にない場合は、執行物件の所在地又は執行行為地の裁判所が管轄する。」

(2) 台湾民事訴訟法 402 条

- 「1. 外国の裁判所の確定判決が以下に掲げる各号の事由の一つにでも該当する場合、その効力を認め

ない。

- (1) 中華民国の法律により、外国の裁判所に管轄権がない場合。
- (2) 敗訴した被告が応訴しなかった場合。但し、訴訟開始の通知または命令が、相当の時期に、当該国の法律に照らして合法的に送達された、又は中華民国の法律上の協力によって送達された場合は、この限りでない。
- (3) 判決の内容又は訴訟手続が、中華民国の公の秩序又は善良の風俗に反する場合。
- (4) 相互の承認がない場合。

2. 前項の規定は、外国の裁判所の確定裁定に対しても準用される。」

11.3 台湾において利用可能な裁判外紛争処理手続にはどのようなものがありますか。

台湾における紛争解決の方法としては、裁判所への訴訟の提起以外にも、調停や仲裁など裁判外の紛争解決手続が利用可能である。

11.3.1 調停手続

(1) 訴訟上の調停

台湾民事訴訟法 403 条 1 項に定められた強制調停事項を除き、その他の民事事件については、訴訟開始前に裁判所に調停を申し立てることができる。調停成立による効力については、同法 416 条 1 項及び 380 条 1 項の規定により、確定判決と同一の効力が認められる。

(2) 郷・鎮・市(地方行政単位)の調停委員会による調停

台湾郷鎮市調停条例³³の規定によれば、民事事件又は親告罪に属する刑事案件については、郷・鎮・市の調停委員会に調停を申し立てることができる。同調停委員会は、調停成立の日から 10 日以内に、調停書と証拠記録一式を、審査・承認を得るために管轄の裁判所に移送する。裁判所の承認が得られる場合には、民事調停については、民事の確定判決と同一の効力を有することになり、調停当事者は、当該民事事件に関して、訴訟を提起することができなくなる。他方、刑事調停については、裁判所の承認が得られた後は、調停当事者は、当該刑事事件に関して、告訴又は自訴(台湾刑事訴訟法 319 条 1 項は、一定の要件の下で、犯罪被害者自らが起訴を行う「自訴」の制度を認めている)の一切を行うことができなくなる。なお、調停の内容に一定額の金銭の給付、その他の代替物、又は有価証券の引渡しが含まれる場合には、当該調停書をそのまま債務名義とすることができる。

³³ 中国語では、「郷鎮市調解条例」。

(3) 特別の調停手続

一部の特別法は、処理する事件の性質の特殊性に鑑み、特別な調停手続を規定している。例えば、政府調達案件において、政府機関と民間事業者とが、契約の履行に起因する紛争に関して協議を行い合意に達することができない場合には、「政府調達に関する不服審議委員会」³⁴に調停を申し立てることができる定められている(台湾政府調達法³⁵85条の1第1項1号を参照)。そのほかにも、消費者に関する紛争や、集積回路の回路配置又は著作権等の知的財産権に関する紛争については、特別な調停手続の規定が設けられている。

11.3.2 仲裁

仲裁法1条1項～3項の規定によれば、およそ全ての和解方式で解決可能な紛争事案につき、当事者は、書面による仲裁合意をなし、一名又は奇数名からなる仲裁人により組織された仲裁廷が、仲裁方式で紛争を解決する旨を約定することができる。また、仲裁判断は、仲裁法37条1項の規定により、確定判決と同一の効力を有する。現在存する台湾の主な仲裁機構としては、「中華民国仲裁協会」、「台湾營建仲裁協会」及び「中華工程仲裁協会」等が挙げられる。

11.4 仲裁判断は、台湾ではどのようにして執行されますか。

台湾仲裁法37条2項の規定によれば、仲裁判断の執行を求める場合には、裁判所に対して執行裁定を下すよう申し立てなければならず、その後にはじめて強制執行を行うことができる。但し、当該仲裁が、一定額の金銭の給付、その他の代替物、有価証券、又は特定の動産の引渡しを対象とする場合であり、且つ、双方の当事者が、書面により、仲裁判断は裁判所の裁定を経ることなく強制執行が可能である旨を約定していた場合には、当該仲裁判断については、直接強制執行がなされ得ることになる。

11.5 台湾の裁判所において仲裁判断を争うには、どのような根拠がありますか。

仲裁判断は確定判決と同一の効力を有するが、仮に、それが以下の台湾仲裁法40条1項各号が掲げる事由のいずれか一つにでも該当するときは、当該仲裁の当事者は、他方当事者に対して、仲裁判断取消しの訴えを提起することができる。

- (1) 台湾仲裁法38条各号に掲げられた事由が一つでも存する場合。
- (2) 仲裁契約が、不成立、無効、又は仲裁廷の審問終結時に未だ発効していない、若しくは既に失効した場合。

³⁴ 中国語では、「採購申訴審議委員会」。

³⁵ 中国語では、「政府採購法」。

- (3) 仲裁廷の審問が終結する前に、当事者に陳述の機会が与えられていない、又は当事者が仲裁手続における合法的な代理のための手続を経ていない場合。
- (4) 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、仲裁契約又は法律の規定に違反している場合。
- (5) 仲裁人が台湾仲裁法 15 条 2 項に定められた告知義務に違反し、明らかに偏頗である、又は忌避を申し立てられてもなお仲裁に参加し続けた場合。但し、忌避の申し立てが本法によって却下された場合には、この限りではない。
- (6) 仲裁に参加する仲裁人が、仲裁に関してその職務に違背し、刑事上の罪を犯した場合。
- (7) 当事者又はその代理人が、仲裁に関し、刑事上の罪を犯した場合。
- (8) 判断の基礎となる証拠又は通訳の内容に、偽造、変造又はその他虚偽の表明が含まれる場合。
- (9) 判断の基礎となる民事、刑事、その他の裁判又は行政処分が、その後の確定裁判又は行政処分によって、既に変更されている場合。

なお、上掲 6 号～8 号の事由に該当することが認められるのは、刑事上の有罪判決が既に確定した場合、又は、その刑事訴追を開始できない若しくは続行できないことが証拠不足によるものではない場合に限られる(台湾仲裁法 40 条 2 項)。

また、4 号の仲裁契約違反、及び 5 号～9 号の事由に該当することが認められるのは、それらが仲裁判断の結果に影響する場合に限られる(台湾仲裁法 40 条 3 項)。

以 上

(2010 年 10 月 31 日現在)

なお、本法律ガイドは一般的なものであり、特定の事実に基づく法的意見や助言ではない点にご留意ください。